

平成二十三年法律第五十二号

家事事件手続法

第一編　総則 第一章　通則（第一条～第三条） 第二章　管轄（第四条～第九条） 第三章　裁判所職員の除斥及び忌避（第三条～第十六条） 第四章　当事者能力及び手続行為能力（第十条～第十七条） 第五章　手続代理人及び補佐人（第二十一条～第二十七七条） 第六章　手続費用 第一節　手続費用の負担（第二十八条～第三十一条） 第二節　手続上の救助（第三十二条） 第七章　家事事件の審理等（第三十三条～第三十七条） 第八章　電子情報処理組織による申立て等（第三十八条） 第九章　当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第三十八条の二） 	第二編　家事審判に関する手続 第一章　総則 第一節　家事審判の手続 第一款　通則（第三十九条～第四十八条） 第二款　家事審判の申立て（第四十九条～第五十条） 第三款　家事審判の手続の期日（第五十一条～第五十五条） 第四款　事実の調査及び証拠調調べ（第五十六条～第六十四条） 第五款　家事審判の手続における子の意思の把握等（第六十五条） 第六款　家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則（第六十六条～第七十二条） 第七款　審判等（第七十三条～第八十一条） 第八款　取下げによる事件の終了（第八十二条～第八十三条）
--	---

第九款 高等裁判所が第一審として行う

第二節 不服申立て	第一款 審判に対する不服申立て
第三目 許可抗告 (第九十七条・第九十八条)	第一目 即時抗告 (第八十五条・第九十三条)
第五節 戸籍の記載等の嘱託 (第一百十六条)	第二目 特別抗告 (第九十四条・第九十五条)
第一章 家事審判事件	第六節 失踪の宣告に関する審判事件 (第一百五十九条)
第一節 成年後見に関する審判事件 (第一百七十七条)	第一款 失踪の宣告の審判事件 (第一百四十九条)
第二節 保佐に関する審判事件 (第一百二十一至一百三十五条)	第二款 失踪の宣告の取消しの審判事件 (第一百四十九条)
第三節 補助に関する審判事件 (第一百三十九条)	第六節 婚姻等に関する審判事件 (第一百五十八条)
第四節 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件 (第一百四十五条・第一百八十二条)	第七節 親子に関する審判事件 (第一百五十八至一百五十九条)
第五節 嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件 (第一百五十九条)	第一款 嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件 (第一百六十一条)
第六節 子の氏の変更についての許可の審判事件 (第一百六十一条)	第二款 養子縁組の承諾をするについての許可の審判事件 (第一百六十二条)
第七節 養子縁組をするについての許可の審判事件 (第一百六十二条)	第三款 選任の審判事件 (第一百六十二条)
第一款 選任の審判事件 (第一百六十二条)	第四款 養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可の審判事件 (第一百六十二条)

第五款 死後離縁をするについての許可

第六款離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件 件(第百六十三条)	第八節 親権に関する審判事件(第一百六十四条第一項)
未成年後見に関する審判事件(第一百七十五条)	第九節 百七十六条(第一百八十七条)
扶養に関する審判事件(第一百八十九条)	第十節 推定相続人の廃除に関する審判事件(第一百八十九条)
事件(第一百八十八条・第一百八十九条)	第十一節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(第一百九十条)
(第百九十条)	第十二節 相続財産の保存に関する処分の審判事件(第一百九十条)
(第百九十二条)	第十三節 遺産の分割に関する審判事件(第一百九十二条)
(第一百九十三条)	第十四節 相続の承認及び放棄に関する審判事件(第二百一条)
判決事件(第二百二条)	第十五節 財産分離に関する審判事件(第二百二条)
相続人の不存在に関する審判事件(第二百三十三条)	第十六節 遺言に関する審判事件(第二百三十五条)
件(第二百三十三条)	第十七節 遺留分に関する審判事件(第二百三十六条)
二百二十六条)	第十八節 第十九節任意後見契約法に規定する審判事件(第二百三十七条)
事件(第二百三十七条)	第二十節戸籍法に規定する審判事件(第二百三十五条)
二百二十六条规定(第二百三十二条)	第二十一節性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する法律

する審判事件（第二百三十一）

第二十二節	厚生年金保険法に規定する審判事件
第二十三節	児童福祉法に規定する審判事件
第二十六節	(第二百三十四条—第二百三十九条)
第二十四節	生活保護法等に規定する審判事件
第二十五節	心神喪失等の状態で重大な犯罪行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件
第二十六節	(第二百四十二条)
第二十七節	中小企業における経営の承継破産法に規定する審判事件
第三節	の円滑化に関する法律に規定する審判事件
第四節	(第二百四十三条—第二百四十五条)
第五節	調停の成立
第六節	(第二百六十七条—第二百六十九条)
第七節	調停の終了
第八節	(第二百七十三条—第二百七十六条)
第九節	合意に相当する審判
第十節	(第二百七十七条—第二百八十三条)
第十一節	調停に代わる審判
第十二節	(第二百八十四条—第二百八十七条)
第十三節	不服申立て等
第十四節	(第二百八十八条—第二百八十九条)
第十五節	履行の確保
第十六節	(第二百九十条—第二百九十三条)

審判事件をいう。第二百九十九条の二において同一離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件（同表の九十七の項の事項についての審判事件をいう。第二百二条第一項第二号及び第三項において同じ。）及び相続人の不存在の場合における相続財産の清算に関する処分の審判事件（同表の九十九の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）及び相続人の不存 在の場合に属する財産が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に遺産の分割に関する審判事件（別表第二の十

二の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。第三条の十四及び第二百九十九条第

一項において同じ。）及び特別の寄与に関する處分の審判事件（同表の十五の項の事項につい

ての審判事件をいう。第三条の十四及び第二百

十六条の二において同じ。）の申立てをするこ

とができるかについて定めることができる。

民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第三条

の七第二項から第四項までの規定は、前項の合

意について準用する。

（財産の分与に関する処分の審判事件の管轄権）

第三条の十二 裁判所は、財産の分与に関する処

分の審判事件（別表第二の四の項の事項につい

ての審判事件をいう。第一百五十条第五号及び

百五十二条の二第二項において同じ。）につい

て、次の各号のいずれかに該当するときは、管

轄権を有する。

一 夫又は妻であつた者の一方からの申立てで

あつて、他の一方の住所（住所がない場合又

は住所が知れない場合には、居所）が日本国

内にあるとき。

二 夫であつた者及び妻であつた者の双方が日

本国籍を有するとき。

三 日本国内に住所がある夫又は妻であつた者

の一方からの申立てであつて、夫であつた者

不明であるとき、他の一方の住所がある國

においてされた財産の分与に関する処分に係

る確定した裁判が日本國で効力を有しないと

きその他の日本の裁判所が審理及び裁判をす ることが当事者間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特 別の事情があると認められるとき。

（家事調停事件の管轄権）

第三条の十三 裁判所は、家事調停事件につい て、次の各号のいずれかに該当するときは、管 轄権を有する。

一 当該調停を求める事項についての訴訟事件 又は家事審判事件について日本の裁判所が管

轄権を有するとき。

二 相手方の住所（住所がない場合又は住所が 知れない場合には、居所）が日本国内にある

とき。

三 当事が日本の裁判所に家事調停の申立て

をすることができる旨の合意をしたとき。

四 前項の規定による移送の裁判に対する即時抗 告は、執行停止の効力を有する。

五 民事訴訟法第二十二条の規定は、家事事件の 運用による。

第六条 管轄裁判所の指定

この法律の他の規定により二以上の家庭

裁判所が管轄権を有するときは、家事事件は、

先に申立てを受け、又は職権で手続を開始した

家庭裁判所が管轄する。

（優先管轄）

第五条 この法律の他の規定により二以上の家庭

裁判所が管轄権を有するときは、家事事件は、

先に申立てを受け、又は職権で手続を開始した

家庭裁判所が管轄する。

（管轄裁判所の指定）

第六条 管轄裁判所が法律上又は事實上裁判権を 行うことができないときは、その裁判所の直近

上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管

轄裁判所を定める。

第七条 管轄裁判所が法律上又は事實上裁判権を有するときは、その裁判所の直近の上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定める。

前二項の規定により管轄裁判所を定める裁判

所は、申立てを却下する。

第八条 管轄裁判所の標準

裁判所の管轄は、家事審判若しくは家事

調停の申立てがあつた時又は裁判所が職権で家

事事件の手続を開始した時を標準として定め

（管轄の標準時）

第九条 裁判所は、家事事件の全部又は一部がそ の管轄に属しないと認めるときは、申立てによ

り又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。

ただし、家庭裁判所は、事件を処理するために

所外の家庭裁判所に移送し、又は自ら処理す

ることができる。

家庭裁判所は、家事事件がその管轄に属する

場合においても、次の各号に掲げる事由がある

ときは、職権で、家事事件の全部又は一部を當

該各号に定める家庭裁判所に移送することがで

きる。

一家事事件の手続が遅滞することを避けるた

め必要があると認めるときその他相当と認め

する。

前項に規定する除斥の原因があるときは、裁

判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁

判をする。

（管轄が住所地により定まる場合の管轄権）

第四条 家事事件は、管轄が人の住所地により定

まる場合において、日本国内に住所がないとき

の一方からの申立てであつて、他の一方が行

方不明であるとき、他の一方の住所がある國

においてされた財産の分与に関する処分に係

る確定した裁判が日本國で効力を有しないと

きる。

（管轄が住所地により定まる場合の管轄権）

第五条 家事事件は、管轄が人の住所地により定

まる場合において、日本国内に住所がないとき

の一方からの申立てであつて、他の一方が行

方不明であるとき、他の一方の住所がある國

においてされた財産の分与に関する処分に係

る確定した裁判が日本國で効力を有しないと

きる。

（管轄が住所地により定まる場合の管轄権）

第六条 家事事件は、管轄が人の住所地により定

まる場合において、日本国内に住所がないとき

の一方からの申立てであつて、他の一方が行

方不明であるとき、他の一方の住所がある國

においてされた財産の分与に関する処分に係

る確定した裁判が日本國で効力を有しないと

きる。

（管轄が住所地により定まる場合の管轄権）

第七条 家事事件は、管轄が人の住所地により定

まる場合において、日本国内に住所がないとき

の一方からの申立てであつて、他の一方が行

方不明であるとき、他の一方の住所がある國

においてされた財産の分与に関する処分に係

る確定した裁判が日本國で効力を有しないと

きる。

（管轄が住所地により定まる場合の管轄権）

第八条 家事事件は、管轄が人の住所地により定

まる場合において、日本国内に住所がないとき

の一方からの申立てであつて、他の一方が行

方不明であるとき、他の一方の住所がある國

においてされた財産の分与に関する処分に係

る確定した裁判が日本國で効力を有しないと

きる。

（管轄が住所地により定まる場合の管轄権）

第九条 家事事件は、管轄が人の住所地により定

まる場合において、日本国内に住所がないとき

の一方からの申立てであつて、他の一方が行

方不明であるとき、他の一方の住所がある國

においてされた財産の分与に関する処分に係

る確定した裁判が日本國で効力を有しないと

きる。

（管轄が住所地により定まる場合の管轄権）

第十条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職

務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲

げる場合にあっては、他の裁判所の嘱託により

受託裁判官としてその職務を行うことを妨げな

い。

一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であ

つた者が、事件の当事者若しくはその他の審

判を受ける者となるべき者（審判（申立てを却下する審判を除く。）がされた場合において、その審判を受ける者となる者をいう。以下同じ。）であるとき、又は事件についてこれらの者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

二 裁判官が当事者又はその他の審判を受ける者となるべき者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。

三 裁判官が当事者又はその他の審判を受ける者となるべき者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となるべき者の代理人若となつたとき、又は審問を受けることとなつたとき。

五 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人

の審判を受ける者となるべき者の代理人若となつたとき。

六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与

したとき。

前項に規定する除斥の原因があるときは、裁

判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁

判をする。

（裁判官の忌避）

2 委託する事があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。
当事者は、裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避することはできない。ただし、忌避の原因があることを知らないかたとき、又は忌避の原因がその後を知らなかつたとき、

に生じたときは、この限りでない。

（多分員）余下エヌド品番）

3 立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた家事事件に関与することができない。ただし、前項において準用する前条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。

裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。ただし、前項ただし書の裁判は、受命裁判官等（受命裁判官又は受託裁判官にあつては、当該裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。）がすることができる。

2 家庭裁判所調査官又は家事調停委員についての除斥の申立てがあつたときは、その家庭裁判所調査官又は家事調停委員は、その申立てにての裁判が確定するまでその申立てがあつた事件に関与することができない。

3 家庭裁判所調査官又は家事調停委員の除斥についての裁判は、家庭裁判所調査官又は家事調停委員の所属する裁判所がする。

第四章 当事者能力及び手続行為能力
(当事者能力及び手続行為能力の原則等)

第十七条 当事者能力、家事事件の手続における手続上の行為(以下「手続行為」という。)することができる能力(以下この項において「手續行為能力」という。)、手續行為能力を有する者の法定代理及び手續行為をするのに必要

（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であっても、未成年者又は成年被後見人を代理として手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあつては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができる場合を含む。）に限る。

（特別代理人）

半官合議制による裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。

却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 家事事件の手続を遅延させる目的のみでされたことが明らかなとき。

二 前条第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

き。
前項の裁判は、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、忌避された受命裁判官等（受命裁判官、受託裁判官、調停委員会を組織する裁判官）又は家庭裁判所の一人の裁判官

7
判官をいふ。次第第三項ただし書において同じく(家事事件裁判所の一つの裁判官)がすることができる。

い。 8 9 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対し
ては、不服を申し立てることができない。
除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対し
ては、不服を申し立てることができる。

第十三条 裁判所書記官の除斥及び忌避については、即時抗告をすることができる。
(裁判所書記官の除斥及び忌避)

は、第十条、第十三条並びに前条第三項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。

項、第八項及び第九項の規定（忌避に関する部分を除く。）を準用する。

条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずつに自ら手続行為をすることができる場合であつて、未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為をすることができる。このへん、支

条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であつても、未成年者又は成年被後見人を代理として手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをするこ

（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であっても、未成年者又は成年被後見人を代理として手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治一九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。））を提起することができる。司書についての民事調停の請求によるものとし、司書がその権限の範囲内に家事調停の申立てを行ふことは、司書がその権限の範囲内に家事調停の申立てを行ふことは、司書がその権限の範囲内に

（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であっても、未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあっては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができない場合を含む。）に限る。

（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であっても、未成年者又は成年被後見人を代理として手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあつては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができる場合を含む。）に限る。

（特別代理人）

条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であつても、未成年者又は成年被後見人を代理として手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあつては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができる場合を含む。）に限る。

（特別代理人）

第十九条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合又は法定代理人人が代理権を行うことができない場合において、家事事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任する

争調に付しての家をすてたる者に於ける手続行為の規定は、この法律の他の規定において準用する場合を含む。」又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であつても、未成年者又は成年被後見人を代理として手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあつては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができる場合を含む。）に限る。

（特別代理人）

第十九条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人の代理権を行なうことができない場合又は法定代理人人が代理権を行なうことができない場合において、家事事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

2 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて成り立つことは、特別代理人の選任の裁判は、二三三に

3 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。
4 特別代理人が手続行為をするには、後見人との同意が必要である。

同一の権利を有する者に對しては、
第一項の申立てを却下する裁判に対しても、
即時抗告することができる。
(法定代理権の消滅の通知)

事件においては、法定代理権の消滅は、本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければ、その効力を生じない。家事調停事件においても、同様とする。

第二十一条 法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理者については、この法律中法定代理及び三代理人に關する規定を準用する。

（第
項
定代理人に関する規定を準用する。
第五章 手続代理人及び補佐人
(手続代理人の資格)

第二十二条 法令により裁判上の行為をすること
ができる代理人のほか、弁護士でなければ手續

代理人となることができない。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる。
2 前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。

(裁判長による手続代理人の選任等)

第二十三条 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が第一百八条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により手続行為をしようとする場合において必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる。

2 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を手続代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を手続代理人に選任することができる。

3 前二項の規定により裁判長が手続代理人に選任した弁護士に対し手続行為につき行為能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。

(手続代理人の代理権の範囲)

第二十四条 手続代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができます。

2 手続代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。ただし、家事調停の申立てでその他の家事調停の手続の進行について委任を受けている場合において、第二号に掲げる手続行為をするときは、この限りでない。

3 前二項第一号の合意、第二百七十七条第一項に規定する調停条項案の受諾又は第二百八十六条第八項の共同の申出

4 前号に掲げる者以外の審判を受ける者となるべき者又は利害関係参加人

5 前号に掲げる者に準ずる者であつて、その十八条において準用する場合を含む。）の申立て又は第二百七十九条第一項若しくは第二百八十六条第一項の異議

四 前号の抗告（即時抗告を含む。）、申立て又は異議の取下げ

五 代理人の選任

3 手続代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、同条第二項の規定は前項の申立てについて「とあるのは「について」と、「第八項まで」とあるのは「第七項まで」と、「準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟審判事件（別表第二に掲げる事項についてのものに限る。）及び家事調停事件においては本人又は代理人から他方の当事者に、その他の家事事件においては本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じない。

(手続代理人及びその代理権に関する民事訴訟法の準用)

第二十五条 手続代理人の代理権の消滅は、家事審判事件（別表第二に掲げる事項についてのものに限る。）及び家事調停事件においては本人又は代理人から他方の当事者に、その他の家事事件においては本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じない。

4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げない。

(手続代理人の代理権の消滅の通知)

第二十六条 民事訴訟法第三十四条（第三項を除く。）及び第五十六条から第五十八条まで（同条第三項を除く。）の規定は、手続代理人及び（補佐人）

2 第六章 手続費用

第一节 手続費用の負担

(手続費用の負担)

第二十七条 家事事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第六十条の規定を準用する。

(手続代理人の代理権について準用する。)

2 第二节 手續費用

(手續費用の負担)

第二十八条 手續費用（家事審判に関する手続の費用（以下「審判費用」という。）及び家事調停に関する手續の費用（以下「調停費用」という。）をいう。）を負担する。

2 裁判所は、事情により、前項の規定によれば当事者及び利害関係参加人（第四十二条第七項に規定する利害関係参加人をいう。第一号において同じ。）がそれぞれ負担すべき手續費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の者であつて次に掲げるものに負担させることができる。

3 (手續費用に関する民事訴訟法の準用等)

第二十九条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。ただし、救助を求める者が不當な目的で家事審判又は家事調停の申立てについて、調停が成立し、その訴訟についての訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

4 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件についての訴訟が係属する裁判所が第二百五十七条第二項又は第二百七十四条第一項の規定により調停に付した場合において、調停が成立し、その訴訟についての訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

3 第三节 手續上の救助

(手續費用の立替え)

第三十条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。ただし、救助を求める者が不當な目的で家事審判又は家事調停の申立てについて、調停が成立し、その訴訟についての訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

4 第三十一条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

3 第三十二条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

4 第三十三条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

5 第三十四条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

6 第三十五条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

7 第三十六条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

8 第三十七条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

9 第三十八条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

10 第三十九条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

2 第三节 手續上の救助

3 第三十九条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

4 第四十一条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

5 第四十二条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

6 第四十三条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

2 第三节 手續上の救助

3 第三十九条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

4 第四十一条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

5 第四十二条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

6 第四十三条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手續上の救助の裁判をすることとする。

期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

5 民事訴訟法第九十四条第三項及び第九十五条から第九十七条までの規定は、家事事件の手続の期日及び期間について準用する。この場合において、同法第九十四条第三項中「第一項各号等に規定する方法」とあるのは、「呼出状の送達に規定する方法」とある。呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知と読み替えるものとする。

(裁判所書記官の処分に対する異議)
第三十七条 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所屬する裁判所が裁判をする。
2 前項の裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律の他の規定による家事事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第三十八条の二 家事事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第三百三十三条、第三百三十九条第一項第一号又は第三百三十九条第二項第一号及び第三百三十九条第三項第一号に規定する

第二編 家事審判に関する手続
第一章 概則

第三十九条 家庭裁判所は、この編に定めるところにより、別表第一及び別表第二に掲げる事項並びに同編に定める事項について、審判をする。

(參與員)

家庭裁判所は、この編に定める限り、別表第一及び別表第二に掲げる事項を向編に定める事項について、審判をす

て、審判をする。ただし、家庭裁判所が相当認めるとときは、その意見を聽かないで、審判をすることができる。

家庭裁判所は、参与員を家事審判の手続の期日に立ち会わせることができる。

家庭裁判所は、相當と認めるときは、当事者

の意見を

裁判所は、参与員を家庭審判の手続の期
間会わせることができる。
裁判所は、相当と認めるときは、当事者
を聴いて、最高裁判所規則で定めること
ができる。

の意見を

で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、参与員に家事審判所の期日に立ち会わせ、当該期日における行わせることができる。

6 の内容について、申請人から説明を聞くことが可能である。ただし、別表第二に掲げる事項についての審判事件においては、この限りでない。

5 参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

6 参与員は、毎年あらかじめ家庭裁判所の選任した者の中から、事件ごとに家庭裁判所が指定できる。

する。

- 7 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の規定による選任に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

8 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(当事者参加)

第四十一条 当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

2 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者(審判を受ける者となるべき者に限る。)を、当事者として家事審判の手続に参加させることができる。

3 第一項の規定による参加の申出及び前項の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面でしなければならない。

4 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(利害関係参加)

第四十二条 審判を受ける者となるべき者は、家事審判の手続に参加することができます。

2 審判を受ける者となるべき者以外の者であつて、審判の結果により直接の影響を受けるもの又は当事者となる資格を有するものは、家庭裁判所の許可を得て、家事審判の手續に参加することができる。

3 家庭裁判所は、相当と認めるときは、職権で、審判を受ける者となるべき者及び前項に規定する者を、家事審判の手續に参加させることができ。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による参加の申出及び第二項の規定による参加の許可の申立てについて準用する。

5 家庭裁判所は、第一項又は第二項の規定により家事審判の手續に参加しようとする者が未成年者である場合において、その者の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮してその者が当該家事審判の手續に参加することがその者の利益を害すると認めるとときは、第一項の規定による参加の申出又は第二項の規定による参加の許可の申立てを却下しなければならない。

6 第一項の規定による参加の申出を却下する裁判(前項の規定により第一項の規定による参加の申出を却下する裁判を含む。)に対しても、

7 第一項から第三項までの規定により家事審判の手続に参加した者(以下「利害関係参加人」

- （手続からの排除）

第四十三条 家庭裁判所は、当事者となる資格を有しない者及び当事者である資格を喪失した者を家庭審判の手続から排除することができる。
前項の規定による排除の裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

（法令により手続を続行すべき者による受継）

第四十四条 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によつて家庭審判の手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手續を受け継がなければならない。

（他の申立権者による受継）

第四十五条 家庭審判の申立て人が死亡、資格の喪失その他の事由によつてその手續を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、当該家庭審判の申立てをすることができる。申立てをすることができる者に、その手續を受け継がせることができる。

（調書の作成等）

第四十六条 裁判所書記官は、家庭審判の手続について、調書を作成しなければならない。

（記録の閲覧等）

第四十七条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家庭審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その原本、謄本若しくは抄本の交付又は家庭審判事件に関する事項の証明書の交付（第二百八十九条第六項において「記録の閲覧等」という。）を請求することができる。

前項の規定は、家庭審判事件の記録中の録音データ又はビデオデータ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者は又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

家庭裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつたときは、これを許可しなければならない。

家庭裁判所は、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穏を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての大なる秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同項の申立てを許可しないことができる。

事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者が同項の申立てを許可することを不適当とする特別の事情があると認められるときも、同様とする。

家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

家庭裁判所は、他の裁判書の原本、謄本若しくは抄本又は家庭審判事件に関する事項の証明書について、当事者は、第一項の規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。

審判を受ける者が当該審判があつた後に請求する場合も、同様とする。

の執務に支障があるときは、することができない。
い。

第三項の申立てを却下した裁判に対しても、
即時抗告をすることができる。
前項の規定による即時抗告が家事審判の手続
を不當に遅滞させることを目的としてされたもの
であると認められるときは、原裁判所は、そ
の即時抗告を却下しなければならない。
前項の規定による裁判に対しても、即時抗告
をすることができる。

- い。の執務に支障があるときは、することができない。

8 第三項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

9 前項の規定による即時抗告が家事審判の手続を不適に遅滞させる目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

10 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検察官に対する通報)

第四十八条 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上検察官の申立てにより審判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄権を有する家庭裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならない。

第二款 家事審判の申立て

(申立ての方式等)

第四十九条 家事審判の申立ては、申立て書（以下「家事審判の申立て書」という。）を家庭裁判所に提出してしなければならない。

1 家事審判の申立て書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 申立ての趣旨及び理由

3 申立人は、二以上の事項について審判を求める場合において、これらの事項についての家事審判の手続が同種であり、これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、一の申立てにより求めることができる。

4 家事審判の申立て書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

5 前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、家事審判の申立て書を却下しなければならない。

6 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

7 民事訴訟法第百三十七条の二の規定は、申立人が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い家事審判の申立ての手数料を納付しない場合について準用する。

(申立ての変更)

第五十条 申立て人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は理由を変更することがある。

4 四項において準用する場合を含む。)の規定により審理を終結した後は、この限りでない。	2 申立ての趣旨又は理由の変更は、家庭裁判所の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。
3 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は理由の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。	4 申立ての趣旨又は理由の変更により家庭裁判所の手続が著しく遅延となるときは、家庭裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。
2 前項の場合は、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則による手続	3 第三款 家事審判の手続の期日
3 第五十二条 家事審判の手続の期日における事件の関係人の呼出し	4 (事件の関係人の呼出し)

2 事件の関係人を呼び出すことができる。	2 呼出しが受けた事件の関係人は、家事審判の手続の期日に出頭しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。
3 前項の事件の関係人が正当な理由なく出頭しないときは、家庭裁判所は、五万円以下の過料に処する。(裁判長の手続指揮権)	3 前項の事件の関係人が正当な理由なく出頭しないときは、家庭裁判所は、五万円以下の過料に処する。
2 裁判長が手続を指揮する。	2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができる。
3 当事者が家事審判の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判をす	3 当事者が家事審判の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令を行わせることができる。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、第六十一条第三項の規定又は第六十四条第一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べを行う場合に限る。
2 前項の場合は、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則による手続	2 前項の場合は、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則による手続

3 第五十三条 家庭裁判所は、受命裁判官による手続	3 第五十七条 疎明は、即時に取り調べることができる資料によつてしなければならない。
2 裁判長が手続を指揮する。	2 (家庭裁判所による事実の調査)
3 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができる。	3 第五十八条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査をさせることができる。
2 裁判長が手続を指揮する。	2 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。
3 当事者が家事審判の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令を行わせることができる。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、第六十一条第三項の規定又は第六十四条第一項において準用する民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べを行う場合に限る。	3 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付すことができる。
2 前項の場合は、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則による手続	2 第五十九条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官の期日への立会い等)

3 第五十四条 家庭裁判所は、相違と認めるときは、家庭裁判所調査官を立ち会わせることができる。	3 第六十二条 家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適當と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対する調査の嘱託等)
2 前項の場合は、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則による手続	2 前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。
3 第五十五条 家庭裁判所は、当事者の意見を聴いて、家庭裁判所の手続の期日においては、(音声の送受信による通話の方法による手続)	3 第六十三条 家庭裁判所は、事実の調査をした場合において、その結果が当事者による家事審判の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認められるときは、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官の期日への立会い等)
2 前項の場合は、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則による手続	2 前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。
3 第五十六条 家庭裁判所は、職權で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職權で、必要と認めめる証拠調べをしなければならない。	3 第六十四条 家庭裁判所は、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定(同法第二百七十九条、第二百八十二条、第二百八十五条第三項、第二百八十七条から第二百八十九条まで、第二百五条第二項、第二百七条第二項、第二百八条、第二百十五条第二項、第二百二十四条(同法第二百二十九条第二項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む)、第二百二十七条第二項、第二百二十九条第四項及び第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の診断について、前条第一項から第三項までの規定は、裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用する。」

定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によつて、家事審判の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができる。

(通訳人の立会い等の他の措置)

第五十五条 家事審判の手続の期日における通訳人の立会い等については民事訴訟法第二百五十四条の規定を、家事審判事件の手続関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者利害関係参加人、代理人及び補佐人にに対する措置については同法第二百五十五条の規定を準用する。

第五十六条 家庭裁判所は、職權で事実の調査をし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

第五十七条 疎明は、即時に取り調べることができる。

第五十八条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官による事実の調査をさせることができる。

第五十九条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官の期日への立会い等)

第六十条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができると認められる。

第六十一条 家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができると認められる。

第六十二条 家庭裁判所は、民事訴訟法の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項」とあるのは「事項」と、同法第二百三十二条の二第二項中「方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法」とあるのは「方法」と、同法第二百三十二条の三第二項中「若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する」とあるのは「又は送付する」と読み替えるものとする。

第六十三条 家庭裁判所は、事実の調査をさせることができる。

第六十四条 家庭裁判所は、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定(同法第二百七十九条、第二百八十二条、第二百八十五条第三項、第二百八十七条から第二百八十九条まで、第二百五条第二項、第二百七条第二項、第二百八条、第二百十五条第二項、第二百二十四条(同法第二百二十九条第二項及び第二百三十二条第一項において準用する場合を含む)、第二百二十七条第二項、第二百二十九条第四項及び第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、同法第二百五条第三項中「事項又は前項の規定は、裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用する。」

めるべきは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

(証拠調べ)

第六十四条 家事審判の手続における証拠調べについて、家庭裁判所調査官における方法によつて、家庭裁判所調査官において前項の意見を述べさせることができると認められる。

家庭裁判所は、家庭裁判所事件の処理に関し、家庭裁判所の手続の期日に立ち会わせ、当該期日において前項の意見を述べさせることができると認められる。

家庭裁判所は、家庭裁判所事件の処理に関し、家庭裁判所の手續の期日に立ち会わせ、当該期日において前項の意見を述べさせることができると認められる。

失させ、その他これを使用することができない。したとき、又は検証を妨げる目的で検証の目的を滅失させ、その他これを使用することができないようとしたとき。

当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由なく第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第二項（同法第二百三十一条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百二十三条第一項の規定による提出の命令に従わないとき。

二 対照の用に供することを妨げる目的で対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。

三 第一項において準用する民事訴訟法第二百二十九条第三項（同法第二百三十一条において準用する場合を含む。）の規定による決定に正当な理由なく従わないとき、又は当該決定に係る対照の用に供すべき文字を書体を変えて筆記したとき。

四 家庭裁判所は、当事者本人を尋問する場合は、その当事者に対し、家庭審判の手続の期日に出頭することを命ずることができる。

五 民事訴訟法第二百九十二条から第二百九十四条までの規定は前項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合について、同法第二百九十三条第一項及び第二項の規定は出頭した当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合について準用する。

第六款 家事審判の手続における子の意思の把握等

第六十五条 家庭裁判所は、親子、親権又は未成年後見に関する家事審判その他未成年者である子（未成年被後見人を含む。以下この条において同じ。）がその結果により影響を受ける家庭審判の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。

第七款 家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則

（合意管轄）

第六十六条 別表第二に掲げる事項についての審判事件は、この法律の他の規定により定める家

庭裁判所のほか、当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する。

（民事審判の申立書の写しの送付等）

二 民事訴訟法第十一條第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

（民事審判の申立書の写しの送付等）

三 第六十七条 別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の申立てがあつた場合には、家庭裁判所は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかになると除き、家庭審判の申立てを相手方に送付しなければならない。

四 家庭裁判所は、申立てに理由がないことが明らかなと除き、家庭審判の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、家庭審判の申立てがあつたことを通知することをもつて、家庭審判の申立書の写しの送付に代えることができる。

（審判の申立てがあつたことを通知することをもつて、家庭審判の申立書の写しの送付に代えることができる。）

五 第四十九条第四項から第六項までの規定は、

前項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合について準用する。

六 裁判長は、第一項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、家庭審判の申立書を却下しなければならない。

七 第四十九条第五項から第七項までの規定は、

前項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合について準用する。

八 裁判長は、第一項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、家庭審判の申立書を却下しなければならない。

九 第四十九条第六項から第八項までの規定は、

前項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合について準用する。

十 裁判長は、第一項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、家庭審判の申立書を却下しなければならない。

十一 第四十九条第七項から第十項までの規定は、

前項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合について準用する。

十二 裁判長は、第一項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、家庭審判の申立書を却下しなければならない。

十三 第四十九条第十項から第十二項までの規定は、

前項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合について準用する。

十四 裁判長は、第一項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、家庭審判の申立書を却下しなければならない。

十五 第四十九条第十三項から第十五項までの規定は、

前項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合について準用する。

十六 裁判長は、第一項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、家庭審判の申立書を却下しなければならない。

十七 第四十九条第十六項から第十八項までの規定は、

前項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合について準用する。

十八 裁判長は、第一項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、家庭審判の申立書を却下しなければならない。

十九 第四十九条第十九項から第二十一項までの規定は、

前項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合について準用する。

二十 裁判長は、第一項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、家庭審判の申立書を却下しなければならない。

二十一 第四十九条第二十二項から第二十四項までの規定は、

前項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合について準用する。

二十二 裁判長は、第一項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、家庭審判の申立書を却下しなければならない。

二十三 第四十九条第二十五項から第二十七項までの規定は、

前項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合について準用する。

二十四 裁判長は、第一項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、家庭審判の申立書を却下しなければならない。

二十五 第四十九条第二十八項から第二十九項までの規定は、

前項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合について準用する。

二十六 第四十九条第三十項から第三十二項までの規定は、

前項の規定による家庭審判の申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合について準用する。

査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

（審理の終結）

七十二条 家庭裁判所は、前条の規定により審理を終結したときは、審判をする日を定めなければならない。

七十三条 家庭裁判所は、家庭審判事件が裁判をするのに熟したときは、審判をする。

七十四条 審判は、特別の定めがある場合を除き、当事者及び利害関係参加人並びにこれら者以外の審判を受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。

七十五条 審判は、即時抗告をすることができる審判の申立てを却下する審判を除く。は、特別の定めがある場合を除き、審判を受ける者（審判を受ける者が数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによってその効力を生ずる。ただし、即時抗告をすることができる審判は、確定しなければその効力を生じない。

七十六条 審判は、申立てを却下する審判の提起により、遮断される。

七十七条 審判に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

七十八条 家庭裁判所は、審判をした後、その更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

七十九条 家庭裁判所は、審判が却下されたとき、即時抗告をするときは、次に掲げる審判を除き、職権で、これを取り消し、又は変更することができる。

八十条 審判に対し適法な即時抗告があつたときは、家庭裁判所は、前二項の即時抗告は、することができない。

八十一 審判の取消し又は変更

八十二 審判が却下された日から五年を経過したときは、家庭裁判所は、前項の規定による取消し又は変更をすることができない。ただし、事情の変更によりその審判を不当と認めるに至ったときは、この限りでない。

八十三 審判が確定した日から五年を経過したときは、家庭裁判所は、前項の規定による取消し又は変更をすることができない。ただし、当事者及びその他の審判を受ける者の陳述を聴かなければならぬ。

八十四 審判は、家庭裁判所は、第一項の規定による取消し又は変更の審判の取扱いは、取消し又は変更をする場合には、その審判における当事者及びその他の審判を受ける者の陳述を聴かなければならぬ。

八十五 審判の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。

八十六 審判は、即時抗告の期間の満了前に確定したとき、即時抗告をすることができる。

八十七 審判の履行その他の給付を命ぜる審判は、執行力のある債務名義と同一の效力を有する。

八十八 審判の方式及び審判書

八十九条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の手続において、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められる者は、審判書を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすることができる。

九十条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の手続において、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められる者は、審判書を作成してしなければならない。

九一条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の手続において、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められる者は、審判書を作成してしなければならない。

九十二条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の手続において、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められる者は、審判書を作成してしなければならない。

九十三条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の手続において、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められる者は、審判書を作成してしなければならない。

九十四条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の手続において、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められる者は、審判書を作成してしなければならない。

九十五条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の手続において、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められる者は、審判書を作成してしなければならない。

九十六条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の手続において、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められる者は、審判書を作成してしなければならない。

九十七条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の手続において、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められる者は、審判書を作成してしなければならない。

九十八条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の手続において、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められる者は、審判書を作成してしなければならない。

九十九条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の手続において、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められる者は、審判書を作成してしなければならない。

一百条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の手続において、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められる者は、審判書を作成してしなければならない。

一百零一条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の手続において、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められる者は、審判書を作成してしなければならない。

一百零二条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の手続において、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められる者は、審判書を作成してしなければならない。

一百零三条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の手続において、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められる者は、審判書を作成してしなければならない。

一百零四条 家庭裁判所は、別表第二に掲げる事項についての家庭裁判所の手続において、事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められる者は、審判書を作成してしなければならない。

きない審判については、家庭審判の申立書又は調書に主文を記載することをもって、審判書の作成に代えることができる。

（審判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。）

一 主文

二 理由の要旨

三 当事者及び法定代理人

四 裁判所

（更正決定）

五 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

六 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

七 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

八 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

九 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

十 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

十一 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

十二 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

十三 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

十四 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

十五 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

十六 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

十七 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

十八 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

十九 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

二十 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

二十一 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

二十二 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

二十三 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

二十四 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

二十五 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

二十六 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

二十七 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

二十八 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

二十九 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

三十 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

三十一 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

三十二 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

三十三 更正決定は、裁判書を作成してしなければならない。

（審判に関する民事訴訟法の準用）

五十六条第一項及び第二百五十八条（第二項後

(抗告裁判所による裁判)

第九十一条 抗告裁判所は、即時抗告について決定で裁判をする。

る場合には、家事審判事件について自ら審判に代わる裁判をしなければならない。ただし、第九十三条第三項において準用する民事訴訟法第三百七条又は第三百八条第一項の規定により事件を第一審裁判所に差し戻すときは、この限りでない。

告があつたこととの通知をすることを要しないときは、前項において準用する第七十二条の規定による審理の終結の手続を経ることなく、即時抗告を却下し、又は棄却することができる。
民事訴訟法第二百八十三条、第二百八十四条、第二百九十二条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百一条、第三百三十三条及び第三百五条から第三百八十八条までの規定は、審判に対する即時抗告及びその抗告審に關する手続について準用する。この場合において

第九十二条 (原審の管轄違いの場合の取扱い)
抗告裁判所は、家事審判事件（別表第一に掲げる事項についての審判事件を除く。）

告があつたこととの通知をすることを要しないときは、前項において準用する第七十一条の規定による審理の終結の手続を経ることなく、即時抗告を却下し、又は棄却することができる。
民事訴訟法第二百八十三条、第二百八十四条、第二百九十二条、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百一条、第三百三十二条及び第三百五条から第三百八十八条までの規定は、審判に対する即時抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同法第二百九十二条第二項中「第二百六十六条第三項及び第四項、第二百六十二条第一項並びに第二百六十三条」とあるのは、「家事事件

手続法第八十二条第五項及び第八十三条と、同法第三百三条第五項中「第一百八十九条」とあるのは「家事事件手続法第二百九十二条」と読み

み替えるものとする。

(特別報告を除く)が一等の裁半等)
第九十四条 家庭裁判所の審判で不服を申し立て
る二二〇件(一等の及び高等裁判所の家事審

ることでできないもの及び高等裁半所の家事審判事件についての決定に対しても、その裁判に憲法の解釋の異りがあることをもって憲法違反

憲法の角界の説りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、最高裁判所に特に抗告することができる。

2 前項の抗告（以下「特別抗告」という。）が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載された抗告の理由について、二つ以上の問題

に詰載された特別折告の理由についてのみ調査をする。

第九十五条 特別抗告は、執行停止の効力を有し (原裁判の執行停止)

ない。ただし、前条第二項の抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、

又は立てさせないで、特別抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ぜることができる。

2 前項ただし書の規定により担保を立てる場合

において依頼をするには担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の共托所こゝなればならぬ

3 半所の管轄区域内に住む方にいたいれにからない。民事訴訟法第二六条、第七二七条、第二二

3 目事証法第七十六条 第七十七条 第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について適用する。

第九十六条 第八十六条规定及び民事訴訟法の準用する（即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用）

第八十九条まで、第九十一条第一項及び第九十

2 民事訴訟法第三百四十四条第二項、第三百五十五条、第三百六十六条（第一項第一号を除く。）、第三百二十二条第一項、第三百二十二条、第三百二十五条第一項前段、第二項、第三項後段及び第四項、第三百二十六条並びに第三百三十六条第二項の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、第八十七条第六項中「及び第五項」とあるのは、「から第六項まで」と読み替えるものとする。

3 前項の申立てにおいては、第九十四条第一項に規定する事由を理由とすることはできない。

4 第二項の規定による許可があつた場合には、第一項の抗告（以下この条及び次条第一項において「許可抗告」という。）があつたものとみなす。

5 許可抗告が係属する抗告裁判所は、第二項の規定による許可の申立ては同項の申立てに係る理由書に記載された許可抗告の理由についてのみ調査をする。

6 許可抗告が係属する抗告裁判所は、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原決定を破棄することができる。

第九十八条 第八十六条第二項、第八十七条（第四項及び第五項を除く。）、第八十八条、第八十九条、第九十一条第一項、第九十三条及び第九十五条の規定は、許可抗告及びその抗告審に關する手続について準用する。この場合において、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第二項第二号及び第三項、第八十八条第一項並びに第八十九条第二項中「即時抗告」とあり、第八十七条第六項中「即時抗告の提起」とあり、並びに第九十五条第一項本文中「特別抗告」とあるのは「第九十七条第二項の申立て」と、第八十七条第一項、第二項及び第六項、第八十八条並びに第九十三条第二項中「抗告状」とあるのは「第九十七条第二項の規定による許可の申立て書」と、第九十一条第一項並びに第九十三条第一項前段、第二項及び第三項中「即時抗告」とあり、並びに第九十五条第一項ただし書中「特別抗告」とあるのは「許可抗告」と読み替えるものとする。

2 民事訴訟法第三百五十五条及び第三百三十六条规定は前条第二項の申立てについて、同法第三百八十八条第三項の規定は前条第二項の規定による許可をする場合について、同法第三百八十八条第四項後段、第三百二十一第一条第一項、第三百二十二条、第三百二十五条第一項前段、第二項、第三項後段及び第四項並びに第三百二十二条第一項と、同法第三百二十二条中「前二条」とあるのは「家事事件手続法第九十七条第五項の規定及び同法第九十八条第二項において準用する第三百二十二条第一項」と、同法第三百二十二条第一項前段及び第二項中「第三百十二条

第一項又は第二項」とあるのは、「家事事件手続法第九十七条第二項」と、同条第三項後段中「この場合」とあるのは、「差戻し又は移送を受けた裁判所が裁判をする場合」と、同条第四項中「前項」とあるのは、「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

第二款 審判以外の裁判に対する不服申立て（不服申立ての対象）

第九十九条 審判以外の裁判に対する不服定めがある場合に限り、即時抗告をすることができる。（受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議）

第一百条 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対しても不服がある当事者は、家事審判事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、その裁判が家庭裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限る。

2 前項の異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
(即時抗告期間等)

第一百一条 審判以外の裁判に対する即時抗告は、一週間の不变期間内にしなければならない。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

2 前項の即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、即時抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。

3 第九十五条第二項及び第三項の規定は、前項ただし書の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

(審判に対する不服申立ての規定の準用)

第一百二条 前款の規定（第八十五条第一項、第十八条第一項並びに第八十八及び第八十九条（これらの規定を第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）は、裁判所、裁判官又は裁判長がした審判以外の裁判に対する不服申立てについて準用する。

再審の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

民事訴訟法第四編の規定（同法第三百四十四条及び第三百四十九条の規定を除く。）は、第一項の再審の申立て及びこれに関する手続について準用する。この場合において、同法第三百四十八条第一項中「不服申立ての限度で、本案件の審理及び裁判をする」とあるのは、「本案件の審理及び裁判をする」と読み替えるものとする。

前項において準用する民事訴訟法第三百四十六条第一項の再審開始の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第三項において準用する民事訴訟法第三百四十八条第二項の規定により審判その他の裁判に対する再審の申立てを棄却する決定に対する抗告には、当該審判その他の裁判に対し即時抗告をすることができる者に限り、即時抗告をすることができる。

（執行停止の裁判）

第一百四条 裁判所は、前条第一項の再審の申立てがあつた場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事實上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことのできない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができること。

前項の規定による申立てについての裁判については、不服を申し立てることができない。

第九十五条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

第四節 番裁判前の保全処分

（番裁判前の保全処分）

第五条 本案件の家事審判事件（家事審判事件に係る事項について家事調停の申立てがあつた場合にあつては、その家事調停事件）が係属する家庭裁判所は、この法律の定めるところによつて、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずる審判をすることができる。

本案件の家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には、その高等裁判所が、前項の審判に代わる裁判をする。

（審判前の保全処分の申立て等）

第百六条 審判前の保全処分の申立て（前条第一項の審判及び同条第二項の審判に代わる裁判をいう。以下同じ。）の申立ては、その趣旨及び保全処分を求める事由を明らかにしてしなければならない。

2 審判前の保全処分の申立て人は、保全処分を求める事由を疎明しなければならない。

3 家庭裁判所（前条第二項の場合にあっては、高等裁判所）は、審判前の保全処分の申立てが、あつた場合において、必要があると認めるときは、職権で、事実の調査及び証拠調べをすることができる。

4 審判前の保全処分の申立ては、審判前の保全処分があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。

（陳述の聴取）

第一百七条 審判前の保全処分のうち仮の地位を定める仮処分を命ずるものは、審判を受ける者となるべき者の陳述を聴かなければ、することができない。ただし、その陳述を聴く手続を経ることにより保全処分の目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。（記録の閲覧等）

第一百八条 家庭裁判所（第一百五十五条第二項の場合にあっては、高等裁判所）は、第四十七条第三項の規定にかかわらず、審判前の保全処分の事件について、当事者から同条第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合には、審判前の保全処分の事件における審判を受ける者となるべき者に対し、当該事件が係属したことを通知し、又は審判前の保全処分を告知するまでは、相当と認めるときに限り、これを許可することができる。

（審判）

2 審判前の保全処分については、第七十四条第二項ただし書の規定は、適用しない。

3 審判前の保全処分の執行及び効力は、民事保全法（平成元年法律第九十一号）その他の仮差押及び仮処分の執行及び効力に関する法令の規定に従う。この場合において、同法第四十五条规定中「仮に差し押さるべき物又は係争物の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「本家の家事審判事件（家事審判事件に係る事項についての家事調停の申立てがあつた場合にあって

は、その家事調停事件)が係属している家庭裁判所(当該家事審判事件が高等裁判所に係属しているときは、原裁判所)」とする。
(即時抗告)
第一百十条 審判前の保全処分(第百五条第二項の審判に代わる裁判を除く。次項において同じ。)の申立人は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。ただし、次に掲げる保全処分の申立てを却下する審判については、この限りでない。
一 第百二十六条第一項(第百三十四条第一項及び第百四十三条第一項において準用する場合を含む。)、第百五十八条第一項(第二百四十二条第三項において準用する場合を含む。)及び第二百条第一項の規定による財産の管理者の選任又は財産の管理等に関する指示の保全処分
二 第百二十七条第一項(第百三十五条、第百四十四条、第八百八十二条及び第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。)、第百六十六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第百七十四条第一項(第二百四十二条第三項において準用する場合を含む。)、第百七十五条第三項及び第二百五十五条第一項の規定による職務代行者の選任の保全処分
三 本案の家事審判の申立てについての審判(申立てを却下する審判を除く。)に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分(前項各号に掲げる保全処分を命ずる審判を除く。)に対し、即時抗告をすることができる。
(即時抗告に伴う執行停止)
第一百十一条 前条第二項の規定により即時抗告が提起された場合において、原審判の取消しの原因となることが明らかな事情及び原審判の執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることについて疎明があつたときは、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせて、若しくは担保を立てるることを条件として、若しくは担保を立てさせないで原審判の執行の停止を命じ、又は担保を立てさせて、若しくは担保を立てる条件を既にした執行処分の取消しを命ずることができる。審判前の保全処分の事件の記録が家庭裁判所に存する間は、家庭裁判所も、これらの処分を命ずることができる。

2 第百六条第一項及び第三項の規定は、前項の申立てについて準用する。
 (審判前の保全処分の取消し)
第一百十二条 審判前の保全処分が確定した後に、保全処分を求める事由の消滅その他の事情の変更があるときは、本案の家事審判事件(家事審判事件に係る事項について家事調停の申立てがあつた場合にあっては、その家事調停事件)が所属する家庭裁判所又は審判前の保全処分をした家庭裁判所は、本案の家事審判の申立てについての審判(申立てを却下する審判を除く。)に対し即時抗告をすることができる者の申立てにより又は職権で、審判前の保全処分の取消しの審判をすることができる。

2 本案の家事審判事件が高等裁判所に係属する場合には、その高等裁判所が前項の審判前の保全処分の取消しの審判に代わる裁判をする。
 3 第百六条並びに第百九条第一項及び第二項の規定は、第一項の審判前の保全処分の取消しの審判及び前項の裁判について準用する。
 (即時抗告等)
第一百十三条 前条第一項の審判前の保全処分の取消しの審判の申立人は、申立てを却下する審判(第百十条第一項各号に掲げる保全処分の取消しの申立てを却下する審判を除く。)に対し、即時抗告をすることができる。
 2 審判前の保全処分の申立人は、前条第一項の審判前の保全処分の取消しの審判(第百十条第一項各号に掲げる保全処分の取消しの審判を除く。)及び第百十一条において準用する民事保全法第三十三条の規定による原状回復の審判に対する、即時抗告をすることができる。
 3 第百十一条の規定は、前二項の規定による即時抗告に伴う執行停止について準用する。
 (調書の作成)
第一百四十四条 裁判所書記官は、審判前の保全処分の手続きの期日について、調書を作成しなければならない。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。
 2 審判前の保全処分の手続については、第四十六条の規定は、適用しない。
 (民事保全法の準用)
第一百五十五条 民事保全法第四条の規定は審判前の保全処分に関する手続における担保について、同法第十四条、第十五条及び第二十条から第二十四条まで(同法第二十三条第四項を除く。)の規定は審判前の保全処分について、同法第三

十三条の規定は審判前の保全処分の取消しの裁判について、同法第三十四条の規定は第百十二条第一項の審判前の保全処分の取消しの審判について準用する。

第五節 戸籍の記載等の嘱託

第一百六十六条 裁判所書記官は、次に掲げる場合に是、最高裁判所規則で定めるところにより、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者又は登記所に対し、戸籍の記載又は後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五百五十二号)に定める登記を嘱託しなければならない。ただし、戸籍の記載又は同法に定める登記の嘱託をするものとして最高裁判所規則で定めるものに限る。
 これに代わる裁判が効力を生じた場合を失つた場合

第二章 家事審判事件

第一節 成年後見に関する審判事件

(管轄)

第一百七十七条 後見開始の審判事件(別表第一の一の項の事項についての審判事件をいう。次項及び次条第一号において同じ。)は、成年被後見人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 成年後見に関する審判事件(別表第一の一の項から十六の二の項までの事項についての審判事件をいう。)は、後見開始の審判事件を除き、後見開始の審判をした家庭裁判所(抗告裁判所が後見開始の審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所)の管轄に属する。ただし、後見開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

3
2
成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判は、信書の送達の事業を行う者に告知することを要しない。この場合においては、その審判が効力を生じた時に、信書の送達の事業を行ふ者に通知しなければならない。

一 後見開始の審判 民法第八百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第二百五十号)以下「任意後見契約法」という。第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

二 後見開始の審判の取消しの審判 成年後見人及び成年後見監督人

三 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 成年後見人(即時抗告)

第四百二十二条 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者(第一号にあつては、申立人を除く。)は、即時抗告をすることができる。

一 後見開始の審判 民法第七条及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者

二 後見開始の申立てを却下する審判 申立人

三 後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十条に規定する者

四 成年後見人の解任の審判 成年後見人

五 成年後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人、成年後見監督人並びに成年被後見人及びその親族

六 成年後見監督人の解任の審判 成年後見監督人

七 成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに成年被後見人及びその親族

八 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人及びその親族

九 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 成年後見人

十 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の申立てを却下する審判 申立人

十一 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保

存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判 申立人
審判の告知を受ける者でない者による後見開始の審判に対する即時抗告の期間は、民法第八百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任される者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

（陳述の聴取の例外）

第一百二十三条の二 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件においては、第十八条第一項の規定（第九十六条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）にかかわらず、抗告裁判所は、信書の送達の事業を行う者の陳述を聴くことを要しない。

判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならない。設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても、同様とする。

6 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、財産の管理者について準用する。

7 家庭裁判所は、成年被後見人が財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がなくなつたときその他財産の管理を継続することなどが相当でなくなつたときは、成年被後見人、財産の管理者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、財産の管理者の選任その他財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

(後見開始の審判事件を本案とする保全処分)

6 審判の告知を受ける者でない者による後見命令の審判に対する即時抗告の期間は、第一項の財産の管理者が第四項の規定による告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

7 後見命令の審判があつたときは、成年被後見人となるべき者及び第一項の財産の管理者は、成年被後見人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

8 前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く。）の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項に「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人」とある。

存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判（申立人）

審判の告知を受ける者でない者による後見開始の審判に対する即時抗告の期間は、民法第八百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任される者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

（陳述の聴取の例外）

第一百二十三条の二 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件においては、第八十九条第一項の規定（第九十六条第一項及び第百四十八条第一項において準用する場合を含む。）にかかわらず、抗告裁判所は、信書の送達の事業を行う者の陳述を聴くことを要しない。（成年後見の事務の監督）

第一百二十四条 家庭裁判所は、適當な者に、成年後見の事務若しくは成年被後見人の財産の状況を調査させ、又は臨時に財産の管理をさせることができる。

2 家庭裁判所は、前項の規定により調査又は管理をした者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

3 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査をさせることができる。

4 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、第一項の規定により財産を管理する者について準用する。

（管理者の改任等）

第一百二十五条 家庭裁判所は、いつでも、第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理者を改任することができる。

2 家庭裁判所は、第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理者（前項の規定により改任された管理者を含む。以下この条において「財産の管理者」という。）に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

3 前項の報告及び計算をする費用は、成年被後見人の財産の中から支弁する。

4 家庭裁判所は、財産の管理者に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずることにより、成年後見人の財産の中から支弁する。

判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならない。設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても、同様とする。

民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、財産の管理者について準用する。

家庭裁判所は、成年被後見人が財産を管理することができるようになつたとき、管理すべき財産がなくなつたときその他財産の管理を継続することが相当でなくなつたときは、成年被後見人、財産の管理者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、財産の管理者の選任その他財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

(後見開始の審判事件を本案とする保全処分)

第一百一十六条 家庭裁判所(第五十五条第二項の場合にあつては、高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。)は、後見開始の申立てがあつた場合において、成年被後見人となるべき者の生活、療養看護又は財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせて立てるべき者の生活、療養看護若しくは財産の管理に関する事項を指示することができる。

家庭裁判所は、後見開始の申立てがあつた場合において、成年被後見人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、後見開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、成年被後見人となるべき者の財産上の行為(民法第九条ただし書に規定する行為を除く。第七項において同じ。)につき、前項の財産の管理者の後見を受けることを命ずることができる。

家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは、第百七条の規定にかわらず、その者の陳述を聞く手続を経ずに、前項の規定による審判(次項から第七項までにおいて「後見命令の審判」という。)をすることができる。

後見命令の審判は、第一項の財産の管理者(数人あるときは、そのうち一人)に告知することによって、その効力を生ずる。

後見命令の審判は、成年被後見人となるべき

6 審判の告知を受ける者でない者による後見人との審判に対する即時抗告の期間は、第一項の規定による告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。
7 後見命令の審判があつたときは、成年被後見人のとなるべき者及び第一項の財産の管理者は、成年被後見人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。
8 前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条规定を除く。）の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。
(成年後見人の解任の審判事件等を本案とする保全処分)
9 第一百一十七条 家庭裁判所は、成年後見人の解任の審判事件が係属している場合において、成年後見人の利益のため必要があるときは、成年後見人の解任の申立てをした者の申立てにより又は職権で、成年後見人の解任についての審判が効力を生ずるまでの間、成年後見人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。
10 前項の規定による成年後見人の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される成年後見人、他の成年後見人又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。
11 家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができます。
12 家庭裁判所は、第一項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。
13 前各項の規定は、成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第二節 保左開台の審判事件

第二節 保左開台の審判事件

件をいう。)は、補助開始の審判事件を除き、
補助開始の審判をした家庭裁判所(抗告裁判所
が補助開始の裁判をした場合にあつては、その
第一審裁判所である家庭裁判所)の管轄に属す
る。ただし、補助開始の審判事件が家庭裁判所
に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄
に属する。

意見を聽かなければ、補助開始の審判をすることができない。

七 業者に対する代理権の付与の審判の取消
しの審判 被業者及び補助監督人
(即時抗告)

助人の同意を得なければならない行為の定めの申立てに係るものに限る。第五項において同じ。)につき、前項において準用する第二百二十六条第一項の規定により選任される財産の管理者(以下この条において単に「財産の管理者」という。)の補助を受けることを命ずることが

(手続行為能力)

二 補助開始の審判 被補助人となるべき者
三 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人
補助開始の審判の取消しの審判（民法第十八条第一項又は第三項の規定による場合に限る。） 被補助人及び補助人

一　補助開始の審判　民法第十五条第一項本文及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者
二　補助開始の申立てを却下する審判　申立人
三　補助開始の審判の取消しの申立てを却下する者
四　輔助人の同意に代わる許可の申立てを却下する者

3 前項の規定による審判(次項及び第五項において「補助命令の審判」という。)は、第七十四条第一項に規定する者のか、財産の管理者に告知しなければならない。

4 審判の告知を受ける者でない者及び被補助人となるべき者による補助命令の審判に対する即時抗告の期間は、被補助人となるべき者が審判の告知を受けた日及び財産の管理者が前項の規定による審判の告知を受けた日より最も遙かなる日による。

二 補助人の同意を得なければならぬ行為の定めの審判事件（別表第一の三十七の項の事項についての審判事件をいう）
三 補助人の同意に代わる許可の審判事件（別表第一の三十八の項の事項についての審判事件）

五 業務執行者
六 業務監督者の解任の審判
家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聽かなければならない。

五	する審判	申立人
六	補助人の解任の審判	補助人
七	補助人の解任の申立てを却下する審判	申立人、補助監督人並びに被補助人及びその親族
八	補助監督人の解任の審判	補助監督人
九	補助監督人の解任の申立てを却下する審判	申立人並びに被補助人及びその親族

第一の三十九の項の事項についての審判事件をいう。) 第一の三十九の項の事項についての審判事件をいう。)

二 様助監督人の選任の審判 様助監督人となるべき者

八　補助監督人の解任の申立てを却下する審判　申立人並びに被補助人及びその親族審判の告知を受ける者でない者及び被補助人となるべき者のによる補助開始の審判に対する即時抗告の期間は、被補助人となるべき者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の七第一項の規定により補助人に選任される者が審判の告知を受けた日より起算して三月の間、

（一の項の事項についての審判事件をいう。）
七 補助人の解任の審判事件（別表第一の四十四
三の項の事項についての審判事件をいう。第
百四十四条において同じ。）

第一 準用するに合致するかに斟酌して行う
補助開始の審判 民法第八百七十六条の七
第一項の規定により補助人に選任される者並
びに任意後見契約法第十条第三項の規定によ
り終了する任意後見契約に係る任意後見人及
び任意後見監督人

第一項の規定により補助人に選任される者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

九　補助監督人の解任の審判事件(別表第一の四十七の項の事項についての審判事件をいう。第一百四十四条において同じ。)
十　補助人に対する代理権の付与の審判事件(牛

二
補助人の同意を得なければならぬ。い行然の定めの審判、補助人及び補助監督人（当該審判が補助人又は補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあつては、補助人となるべき者又は補助監督人となるべき者）及び補助監督人

申立ての取扱いに及ぼす補助人の選任の申立ての取扱いについて、第一百二十四条の規定は補助の事務の監督について準用する。

^{半事件をもつて}十一 消しに対する代理権の付与の審判の取扱いの審判事件（別表第一の五十二の項の事項についての審判事件をいう。）
十二 補助の事務の監督の審判事件（別表第一

四 様助開始の審判の取消しの審判 様助人及び補助監督人
五 様助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判 様助人及び補助監督人
六 様助人に対する代理権の付与の審判 被補助

(精神の状況に關する意見の聽取)
第一百三十八条 家庭裁判所は、被補助人となるべ

助人及び補助監督人（当該審判が補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあつては、補助監督人となるべき者）

第一百四十五条 (管轄)
不在者の財産の管理に関する处分
の審判事件は、不在者の従来の住所地又は居所
地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。
(管理人の改任等)

2 家庭裁判所は、民法第二十五条第一項の規定により選任し、又は同法第二十六条の規定により改任した管理人及び前項の規定により改任した管理人（第四項及び第六項、次条並びに第一百四十七条において「家庭裁判所が選任した管理人」という。）に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。同法第二百七条第二項の場合においては、不在者が置いた管理人に対しても、同様とする。

3 前項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中から支弁する。

4 家庭裁判所は、管理人（家庭裁判所が選任した管理人及び不在者が置いた管理人をいう。次項及び第一百四十七条において同じ。）に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

5 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならない。設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても、同様とする。

6 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、家庭裁判所が選任した管理人について準用する。（供託等）

第一百四十六条の二 家庭裁判所が選任した管理人は、不在者の財産の管理、処分その他の事由により金錢が生じたときは、不在者のために、当該金錢を不在者の財産の管理に関する処分を命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。

2 家庭裁判所は、不在者が財産を管理することができるようになったとき（家庭裁判所が選任した管理人が管理すべき財産がなくなったとき、その他の財産の管理を継続するときを含む。）その他の財産は、不在者、管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、民法第二十五条第一項の規定による管理人の選任その他の不在者の財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

第五節 失踪の宣告に関する審判事件

第一百四十八条 第一款 失踪の宣告の審判事件
第二款 失踪の宣告の審判事件（別表第一の五十六の項の事項についての審判事件をい

う。次項において同じ。）は、不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第一百八十八条の規定は、失踪の宣告の審判事件における不在者について準用する。

3 家庭裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ第二号及び第四号の期間が経過しなければ、失踪の宣告の審判をすることができない。

この場合において、第二号及び第四号の期間は、民法第三十条第一項の場合にあっては三月を、同条第一項の場合にあっては一月を下つてはならない。

1 不在者について失踪の宣告の申立てがあつたこと。

2 不在者は、一定の期間までにその生存の届出をすべきこと。

3 前号の届出がないときは、失踪の宣告がさされること。

4 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

5 失踪の宣告の審判は、不在者に告知することを要しない。

6 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者（第一号にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

一 失踪の宣告の審判（不在者及び利害関係人事件）

二 失踪の宣告の申立てを却下する審判（申立人）

第三款 失踪の宣告の取消しの審判

2 第一百八十八条の規定は、失踪の宣告の取消しの審判事件における失踪者について準用する。

3 失踪者の住所又は居所が判明している場合に限り、失踪者に告知すれば足りる。

4 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 失踪の宣告の取消しの審判（利害関係人（申立人を除く。））

二 失踪の宣告の取消しの申立てを却下する審判（失踪者及び利害関係人）

第六節 婚姻に関する審判事件

（管轄）

第一百五十条 第一款 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

第一百五十二条 第二款 婚姻に関する審判事件（情報開示命令）

第一百五十三条 第一款 家庭裁判所は、夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件において、必要があると認めるときは、

一 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件（別表第一の一の項の事項についての審判事件をいう。次条第一号及び第一百五十二条の二第一項第一号において同じ。）夫又は妻の住所地において同一。夫又は妻の住所以同じ。）夫又は妻の住所地

二 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件（別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。次条第一号及び第一百五十二条の二第一項第二号において同じ。）夫又は妻の住所地

三 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件（子の監護に関する処分の審判事件）夫又は妻であつた者の住所地

四 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件（子の監護に関する処分の審判事件）夫又は母を同じくする数人の子についての申立てに係るものにあっては、そのうちの一人の住所地

五 財産の分与に関する処分の審判事件（子の監護に関する処分の審判事件）夫又は母を同じくする数人の子についての申立てに係るものにあっては、そのうちの一人の住所地

六 離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（別表第一の五の項の事項についての審判事件をいう。）所有者の審判事件においても、財産上の給付を求めるものを除く。）における当該各号に定める者について準用する。

1 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件（件）夫及び妻

2 第一百八十八条の規定は、失踪の宣告の取消しの審判事件における失踪者について準用する。

3 家庭裁判所は、夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判をする場合に限ることができる。

4 家庭裁判所は、子の監護に関する処分の審判事件（子の監護に関する処分の審判事件）子（陳述の聴取）

5 家庭裁判所は、夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判をする場合に限ることができる。

6 家庭裁判所は、子の監護に関する処分の審判事件（子の監護に関する処分の審判事件）子（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判を除く。）をする場合には、第六十八条の規定により当事者の陳述を聴くほか、子（十五歳以上のものに限る。）の陳述を聴かなければならぬ。

をその期間内に提出すべきことを命ずることができる。

前項の場合において、申立人がその期間内に同項目に規定する文書を提出しないときは、家庭裁判所は、親権者の指定の審判の申立てを却下することができる。

(審判の告知)

次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のかか、当該各号に定める者に告知しなければならない。ただし、子にあつては、子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して子の利益を害すると認める場合は、この限りでない。

一 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判子、子に対し親権を行う者及び子の未成年後見人(引渡命令等)

二 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判子、子に対し親権を行う者及び子の未成年後見人

三 管理権喪失の審判親権喪失又は親権行使者の指定若しくは変更又は親権行使者の指定の審判において、当事者に対し、子の引渡し又は財産上の給付その他の給付を命ずることができる。(即時抗告)

四 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判親権喪失又は親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判に対する即時抗告親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失した者が審判の告知を受けた日

五 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判親権喪失又は親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判に対する即時抗告親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失した者が審判の告知を受けた日

六 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判親権喪失又は親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判に対する即時抗告親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失した者が審判の告知を受けた日

七 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判親権喪失又は親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判に対する即時抗告親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失した者が審判の告知を受けた日

八 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判親権喪失又は親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判に対する即時抗告親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失した者が審判の告知を受けた日

九 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判親権喪失又は親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判に対する即時抗告親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失した者が審判の告知を受けた日

十 親権者の指定又は変更の審判及びその申立てを却下する審判子の父母及び子の監護者

十一 親権行使者の指定の審判及びその申立てを却下する審判子の父母

十二 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

十三 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

十四 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

十五 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

十六 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

十七 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

十八 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

十九 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

二十 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

二十一 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

二十二 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

八 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判養子の父母及び養子の監護者

九 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の申立てを却下する審判子の父母及び子の監護者

十 親権者の指定又は変更の審判及びその申立てを却下する審判子の父母及び子の監護者

十一 親権行使者の指定の審判及びその申立てを却下する審判子の父母

十二 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

十三 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

十四 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

十五 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

十六 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

十七 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

十八 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

十九 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

二十 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

二十一 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

二十二 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

二十三 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

二十四 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

二十五 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

二十六 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

二十七 親権行使者の指定の審判申立人、養子の父母及び養子の監護者

し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

(親権者の指定又は変更の審判事件等を本案とする保全処分)

第百七十五条 家庭裁判所は、親権者の指定若しくは変更又は親権行使者の指定の審判又は調停の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は子その他の利害関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、親権者の指定若しくは変更又は親権行使者の指定の審判を本案とする仮処分。その他の必要な保全処分を命ずることができる。

二 前項の規定により仮の地位の仮処分を命ずる場合には、第百七条の規定により審判を受ける親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判に対する即時抗告親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失した者が審判の告知を受けた日

三 未成年後見人の解任の審判事件(別表第一の七十三条の項の事項についての審判事件をいう。) 第百八十二条において同じ。)

四 未成年後見監督人の選任の審判事件(別表第一の七十四条の項の事項についての審判事件をいう。) 第百八十二条において同じ。)

五 未成年後見人の選任の審判事件(別表第一の七十六条の項の事項についての審判事件をいう。) 第百八十二条において同じ。)

六 未成年被後見人の事務の監督の審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

七 未成年後見人の事務の監督の審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

八 第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する处分の審判事件(別表第一の八十一条において同じ。)

九 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十一 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十二 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十三 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十四 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十五 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十六 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十七 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十八 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

となるべき者の)の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第百七十七条 第百八十八条の規定は、次に掲げる審判事件(第三号及び第五号の審判事件を本案とする保全処分)

一 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者及び養親の選任の審判事件

二 未成年後見人の選任の審判事件

三 未成年後見人の解任の審判事件(別表第一の七十三条の項の事項についての審判事件をいう。)

四 未成年被後見人の事務の監督の審判事件(別表第一の八十二条において同じ。)

五 未成年後見人の選任の審判事件(別表第一の七十六条の項の事項についての審判事件をいう。)

六 未成年被後見人の事務の監督の審判事件(別表第一の八十二条において同じ。)

七 未成年後見人の事務の監督の審判事件(別表第一の八十二条において同じ。)

八 第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する处分の審判事件(別表第一の八十一条において同じ。)

九 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十一 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十二 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十三 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十四 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十五 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十六 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

十七 第一の八十二条の項の事項についての審判事件(別表第一の八十二条において同じ。) 第百八十二条において同じ。)

（未成年後見人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）

（未定による未成年後見人と読み替えるものとする。）

第一百八十二条 扶養義務の設定の審判事件（別表第一の八十四の項の事項についての審判事件をいう。）は、扶養義務者となるべき者（数人についての扶養義務の設定の申立てに係るものにあつては、そのうちの一人）の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

二 扶養義務の設定の取消しの審判 扶養権
利者
(情報開示命令)

第一百八十四条の二 家庭裁判所は、扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件において、必要があると認めるとときは、申立てにより又は職權で、当事者に對し、その収入及び資産の状況に關する情報を開示することを命ずることができる。

前項の規定により情報の開示を命じられた当事者が、正当な理由なくその情報を開示せず、又は虚偽の情報を開示したときは、家庭裁判所には、十万円以下の過料に処する。
(給付命令)

第一百八十五条 家庭裁判所は、扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件において、必要があると認めるとときは、申立てにより又は職權で、当事者に對し、その収入及び資産の状況に關する情報を開示することを命ずることができる。

一 扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消し

二 扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し

第三章 第十一節 推定相続人の廃除に関する審判事件

(推定相続人の廃除の審判事件及び推定相続人の廃除の取消しの審判事件)

第一百八十八条 推定相続人の廃除の審判事件及び推定相続人の廃除の審判の取消しの審判の取消しの審判事件は、被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。ただし、これらの審判事件が被相続人の死亡後に申し立てられた場合にあつては、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

二 第一百八十九条の規定は、前項に規定する審判事件における被相続人について準用する。

る。この場合には、同条第一項、第二項及び第四項中「家庭裁判所」とあるのは、「推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定のための遺産の管理に関する処分を命じた裁判所」と、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分を命じた裁判所は、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判が確定したときは、廃除を求められた推定相続人、前項の管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、その処分の取消しの裁判をしなければならない。

第十二節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件

相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（別表第二の十一の

四 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見人及びその親族
五 未成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに未成年後見人及びその親族

(成年後見に関する審判事件の規定の準用)

第一百八十条 第百二十一一条の規定は未成年後見人の選任の申立ての取下げについて、第一百二十四条の規定は未成年後見の事務の監督について、第一百二十五条の規定は第三者が未成年後見人に与えた財産の管理に関する处分の審判事件について準用する。この場合において、第一百二十二条第一号中「第八百四十三条第二項の規定による成年後見人」とあるのは「第八百四十条第一項の規定による未成年後見人」と、同条第三号口(第八百一十三条第三項の規定による成年後見人)と、

(申立ての特則)　の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。
（申立ての特則）
第一百八十三条　扶養義務の設定の申立ては、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第二十三条の二第二項第四号の規定による保護者の選任の申立てと一の申立てによりするときは、同法第二条第二項に規定する対象者の住所地を管轄する家庭裁判所にもすることができる。(陳述の聴取)
第一百八十四条　家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(申立て人を除く。)の陳述を聴かなければならぬ。
一 扶養義務の設定の審判
扶養義務者となる

る審判 申立人 第百八十七条 家庭裁判所（第一百五条第二項の規定にあっては、高等裁判所）は、次に掲げる事項についての審判又は調停の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は事件の問題係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、当該事項についての審判を本案とする仮差押え仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

二 相続人の廃除又はその審判の取消しの申立てを却下する審判 申立人
(遺産の管理に関する処分の審判事件)
第二百八十九条 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件は、推定相続人の廃除の審判事件又は推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件が係属している家庭裁判所(その審判事件が係属していない場合にあっては相続が開始した地を管轄する家庭裁判所、その審判事件が抗告裁判所に係属している場合にあってはその裁判所)の管轄に属する。

第二百二十五条第一項から第六項までの規定は、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理人について準用す

一 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者
又は未成年後見人の選任 未成年後見人となるべき者
二 未成年後見監督人の選任 未成年後見人となるべき者
三 未成年後見人の選任 未成年後見人となるべき者
四 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人となるべき者
五 未成年後見人の申立てを却下する審判 申立て人
六 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人となるべき者
七 未成年後見人の選任の申立てを却下する審判 申立て人

扶養義務の設定の取消しの審判事件（別表第一の八十五の項の事項についての審判事件をいう。）は、その扶養義務の設定の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所がその扶養義務の設定の審判をした場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。

扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件（別表第一の九の項の事項についての審判事件をいう。）並びに扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判事件（同表の十の項の事項についての審判事件をいう。第百八十四条の二第一項において同じ。）は、相手方（数人に対する申

しの審判において、当事者に対し、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

(即時抗告)

第一百八十六條 次の各号に掲げる審判に対してもは、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 扶養義務の設定の審判
べき者(申立人を除く。)

二 扶養義務の設定の申立てを却下する審判
申立人

三 扶養義務の設定の取消しの審判
扶養権利者(申立人を除く。)

家庭裁判所は、推定相続人の廃除の審判事件においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、廃除を求められた推定相続人の陳述を聴かなければならぬ。この場合における陳述の聴取は、審問の期日においてしなければならない。

推定相続人の廃除の審判事件における手続については、申立人及び廃除を求められた推定相続人を当事者とみなして、第六十七条及び第六十九条から第七十二条までの規定を準用する。次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 推定相続人の廃除の審判 廃除された推定

項の事項についての審判事件をいう。)は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 家庭裁判所は、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判において、当事者に対し、系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができる。

3 相続人その他の利害関係人は、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判及びその申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第十二節の二 相続財産の保存に関する处分の審判事件

第一百九十九条の二 相続財産の保存に関する处分の審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第百二十五条第一項から第六項まで、第一百四十六条の二及び第一百四十七条の規定は、相続財産の保存に関する处分の審判事件について準用する。この場合において、第一百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

(管轄)

第一百九十九条 遺産の分割に関する審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 前項の規定にかかわらず、遺産の分割の審判事件(別表第二の十二の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。)が係属している場合における寄与分を定める处分の審判事件(同表の十四の項の事項についての審判事件をいう。次条において同じ。)は、当該遺産の分割の審判事件が係属している裁判所の管轄に属する。(手続の併合等)

第一百九十九条 遺産の分割の審判事件及び寄与分を定める处分の審判事件が係属するときは、これらの審判の手続及び審判は、併合してしなければならない。数人からの寄与分を定める处分の審判事件が係属するときも、同様とする。(寄与分を定める处分の審判の申立ての期間の指定)

第一百九十九条 家庭裁判所は、遺産の分割の審判の手続において、一月を下らない範囲内で、当事者が寄与分を定める处分の審判の申立てをするべき期間を定めることができる。

2 申立てが前項の期間を経過した後にされたときは、当該申立てを却下することができる。

3 家庭裁判所は、第一項の期間を定めなかつた場合においても、当事者が機会に後れて寄与分を定める处分の申立てをしたことにつけ、申立人の責めに帰すべき事由があり、かつ、申立てに係る寄与分を定める处分の審判の手続を併合することにより、遺産の分割の審判の手続が著しく遅滞することとなるときは、その申立てを却下することができる。

(遺産の換価を命ずる裁判)

第一百九十四条 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があると認めるときは、相続人に対し、遺産の全部又は一部を競売して換価することを命ずることができる。

2 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があり、かつ、相当と認めるときは、相続人の意見を聴き、相続人に対し、遺産の全部又は一部について任意に売却して換価することを命ずることができる。ただし、共同相続人中に競売によるべき旨の意思を表示した者があるときは、この限りでない。

3 前二項の規定による裁判(以下この条において「換価を命ずる裁判」という。)が確定した後には、その換価を命ずる裁判の理由の消滅その他事情の変更があるときは、家庭裁判所は、相続人の申立てにより又は職権で、これを取り消すことができる。

4 換価を命ずる裁判は、第八十一条第一項において準用する第七十四条第一項に規定する者のほか、遺産の分割の審判事件の当事者に告知しなければならない。

5 相続人は、換価を命ずる裁判に対し、即時抗告をすることができる。

6 家庭裁判所は、換価を命ずる裁判をする場合において、第二百条第一項の財産の管理者が選任されていないときは、これを選任しなければならない。

7 家庭裁判所は、換価を命ずる裁判により換価を命じられた相続人に對し、遺産の中から、相当な報酬を与えることができる。

8 第二十九条まで(同法第二十七条规定により選任した財産の管理者について準用する。この場合において、第二百五十三条第三項中「成年被後見人の」の規定を得なければ、その効力を生じない)の規定は、申立ての取下げの制限)

財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。(債務を負担させる方法による遺産の分割)

第一百九十五条 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をする場合において、特別の事情があると認められるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に対する債務を負担させて、現物の分割に代えることができる。

(給付命令)

第一百九十六条 家庭裁判所は、遺産の分割の審判において、当事者に對し、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができる。

第一百九十七条 家庭裁判所は、事情の変更有りの禁止の審判を取り消し、又は変更する審判をすることができる。この申立てに係る審判事件は、別表第二に掲げる事項についての審判事件とみなす。

第一百九十八条 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 遺産の分割の審判及びその申立てを却下する審判 相続人

二 遺産の分割の禁止の審判 相続人

三 遺産の分割の禁止の審判を取り消し、又は変更する審判 相続人

四 寄与分を定める处分の審判 相続人

五 寄与分を定める处分の申立てを却下する審判 申立て人

六 第百九十二条前段の規定により審判が併合してされたときは、寄与分を定める处分の審判又はその申立てを却下する審判に対しては、独立して即時抗告をすることができない。

7 第百九十二条後段の規定により審判が併合してされたときは、申立ての取下げの制限)

8 第百九十九条 第百五十三条の規定は、遺産の分割の審判の申立ての取下げについて準用する。

(遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分) 第二百条 家庭裁判所(第二百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所。次項及び第三項において同じ。)は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあつた場合において、財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、遺産の分割の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、財産の管理に関する事項を指示することができる。

2 家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者又は相手方の申立てにより、遺産の分割の審判を本件とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあつた場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権(民法第四百六十六条の五第一項に規定する預貯金債権をいう。以下この項において同じ。)を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができ。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。

4 第百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条规定から第二十九条まで(同法第二十七条第二項を除く。)の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、第二百五十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

五百九十九条 相続の承認及び放棄に関する審判事件(別表第一の九十の項から九十五の項までの事項についての審判事件をいう。)は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属す。

2 前項の規定にかかわらず、限定承認の場合における鑑定人の選任の審判事件(別表第一の九十三の項の事項についての審判事件をいう。)

は、限定承認の申述を受理した家庭裁判所（抗告裁判所が受理した場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。3

（おいて同じ。）相続が開始した地を管轄する家庭裁判所

第二百四条 特別縁故者に対する相続財産の分与の審判(特別縁故者に対する相続財産の分与の審判)の申立てについての審判は、民法第九百五十二条第二項の期間の満了後三月を経過した後に

第十七節 遺言に関する審判事件

分の審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

第十七節 遺言に関する審判事件

百二の事が、百ノの事までの事項についての審判事件をいう。は、相続を開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属す。

事件は、遺言者の生存中に、遺言者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならぬ。

二 貸付行為の遺贈に係る遺言の取扱いの審判
　　遺者及び負担の利益を受けるべき者
　　家庭裁判所は、遺言執行者の選任の審判をする場合には、遺言執行者となるべき者の意見を見る

聽かなければならぬ。
(調書の作成)

ついて、調書を作成しなければならない。
(申立ての取下げの制限)

(審判の告知) 立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

第二百十三条 次の各号に掲げる審判は、第七十
四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定
める者に告知しなければならない。

一 遺言執行者の解任の審判 相続人
二 負担付遺贈に係る遺言の取消しの審判
担の利益を受けるべき者

(即時抗告)
第二百四十四条 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 遺言の確認の審判 利害関係人
 二 遺言の確認の申立てを却下する審判

8 前項の審判については、第七十六条の規定
9 は、適用しない。

二 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号
に定める者は、即時抗告をすることができる。
一 相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長の
申立てを却下する審判 申立人

二 限定承認又は相続の放棄の取消しの申述を
却下する審判 限定承認又は相続の放棄の取
消しをすることができる者

三 限定承認又は相続の放棄の申述を却下する
審判 申述人

第二百二十二条 第十五節 財産分離に関する審判事件は、当該
各号に掲げる審判事件は、当該

第二百三条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める家庭裁判所の管轄に属する。
一 相続人の不存在の場合における相続財産の清算に関する処分の審判事件 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所
二 相続人の不存在の場合における鑑定人の選任の審判事件（別表第一の百の項の事項についての審判事件をいう。）相続人の不存在の場合における相続財産の清算に関する処分の審判事件 相続財産の清算に関する処分の審判事件において相続財産の清算人の選任の審判をした家庭裁判所
三 特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件（別表第一の百の一の項の事項についての審判事件をいう。次条第二項及び第二百七十三条において同じ。）相続が開始した地を管轄する家庭裁判所

第三項から第五項まで及び第七項の規定は、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件について準用する。この場合において、同条第一項及び第七項中「相続人」とあり、並びに同条第二項中「相続人の意見を聴き、相続人」とあるのは「相続財産の清算人」と、同条第三項中「相続人」とあるのは「特別縁故者に対する相続財産の分与の申立人若しくは相続財産の清算人」と、同条第四項中「当事者」とあるのは「申立人」と、同条第五項中「相続人」とあるのは「特別縁故者に対する相続財産の分与の申立人及び相続財産の清算人」と読み替えるものとする。

(管理者の改任等に関する規定の準用)

第二百八条 第百二十五条の規定は、相続人の不存在の場合における相続財産の清算に関する処

審判の告知	
第二百一十三条	次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。
一 遺言執行人の解任の審判	相続人
二 負担付遺贈に係る遺言の取消しの審判	負担の利益を受けるべき者
(即時抗告)	
第二百一十四条	次の各号に掲げる審判に対し は、当該各号に定める者は、即時抗告をするこ とができる。
一 遺言の確認の審判	利害関係人
二 遺言の確認の申立てを却下する審判	遺言に立ち会つた証人及び利害関係人
三 遺言執行者の選任の申立てを却下する審 判	利害関係人

第四 遺言執行人の解任の審判 遺言執行人	五 遺言執行人の解任の申立てを却下する審判 判利害関係人
六 遺言執行人の辞任についての許可の申立てを却下する審判 申立人	七 負担付遺贈に係る遺言の取消しの審判 受遺者その他の利害関係人(申立人を除く。)
八 負担付遺贈に係る遺言の取消しの申立てを却下する審判 相続人	(遺言執行人の解任の審判事件を本案とする保全処分)
九 (遺言執行人の解任の審判事件を本案とする保全処分)	十 (即時抗告)
第一百五十五条 家庭裁判所(第一百五十五条第二項の場合においては、高等裁判所)第三項及び第四項において同じ)は、遺言執行人の解任の申立てがあつた場合において、遺言執行人の内容の実現のために必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、遺言執行人の解任の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、遺言執行人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。	十一 (即時抗告)
前項の規定による遺言執行人の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される遺言執行人の他の遺言執行人又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。	十二 (即時抗告)
家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができる。	十三 (即時抗告)
家庭裁判所は、第一項の規定により改任した職務代行者に対し、相続財産の中から、相当な報酬を与えることができる。	十四 (即時抗告)
第一百五十六条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。	十五 (即時抗告)
一 遺留分を算定するための財産の価額を定める場合における鑑定人の選任の審判事件(別表第一の百九の項の事項についての審判事件をいう)。相続が開始した地	十六 (即時抗告)
二 遺留分の放棄についての許可の審判事件	十七 (即時抗告)
被相続人の住所地	十八 (即時抗告)
二 遺留分の放棄についての許可の申立てをした者は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。	十九 (即時抗告)
第二百一十六条の二 特別の寄与に関する処分の審判事件	二十 (即時抗告)
第二百一十八条 第一百八十八条の規定は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。	二十一 (即時抗告)

第二百一十六条の三 家庭裁判所は、特別の寄与に関する処分の審判において、当事者に対し、金銭の支払を命ずることができる。	第二百一十六条の四 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。
第二百一十七条 (管轄) 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件(別表第一の百十一の項の事項についての審判事件をいう)。次項及び次条において同じ)は、任意後見契約法第二条第二号の本人(以下この節において単に「本人」という)の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。	第二百一十七条 (管轄) 任意後見契約の解除についての許可の審判事件
第二百一十八条 (管轄) 遺留分に関する審判事件	第二百一十八条 (管轄) 任意後見契約の解除についての許可の審判事件
第二百一十九条 (管轄) 特別の寄与に関する審判事件	第二百一十九条 (管轄) 特別の寄与に関する審判事件
第二百二十条 (管轄) 第一百五十六条の二に定める者に告知しなければならない。	第二百二十条 (管轄) 任意後見契約の解除についての許可の審判事件

第二百二十二条 (管轄) 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。	第二百二十二条 (管轄) 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件(別表第一の百一十九の項の事項についての審判事件をいう)。
第二百二十三条 (管轄) 第一百五十六条の二に定める者に告知しなければならない。	第二百二十三条 (管轄) 任意後見契約の解除についての許可の審判事件
第二百二十四条 (管轄) 第一百五十六条の二に定める者に告知しなければならない。	第二百二十四条 (管轄) 任意後見監督人の事務の調査
第二百二十五条 (管轄) 第一百五十六条の二に定める者に告知しなければならない。	第二百二十五条 (管轄) 第一百五十六条の二に定める者に告知しなければならない。

第二百二十六条 (管轄) 第一百五十六条の二に定める者に告知しなければならない。	第二百二十六条 (管轄) 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任の審判をする場合には、任意後見契約の効力が生ずることについて、任意後見受任者の意見を聴かなければならぬ。
第二百二十七条 (管轄) 第一百五十六条の二に定める者に告知しなければならない。	第二百二十七条 (管轄) 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任の審判をする場合には、任意後見契約の効力が生ずることについて、任意後見受任者の意見を聴かなければならぬ。
第二百二十八条 (管轄) 第一百五十六条の二に定める者に告知しなければならない。	第二百二十八条 (管轄) 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任の審判をする場合には、任意後見契約の効力が生ずることについて、任意後見受任者の意見を聴かなければならぬ。
第二百二十九条 (管轄) 第一百五十六条の二に定める者に告知しなければならない。	第二百二十九条 (管轄) 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任の審判をする場合には、任意後見契約の効力が生ずることについて、任意後見受任者の意見を聴かなければならぬ。
第二百三十条 (管轄) 第一百五十六条の二に定める者に告知しなければならない。	第二百三十条 (管轄) 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任の審判をする場合には、任意後見契約の効力が生ずることについて、任意後見受任者の意見を聴かなければならぬ。

務代行者を選任する」とあるのは「停止する」と、同条第二項中「同項の規定により選任した職務代行者」とあるのは「任意後見監督人」と読み替えるものとする。

第二十節 戸籍法に規定する審判事件

（管轄） 第二百二十六条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一、氏若しくは名の変更又は氏の振り仮名若しくは名の振り仮名の変更についての許可の審判事件（別表第一の百二十二の項の事項についての審判事件をいう。）申立人の住所地

二、就籍許可の審判事件（別表第一の百二十三の項の事項についての審判事件をいう。）就籍しようとする地

三、戸籍の訂正についての許可の審判事件（別表第一の百二十四の項の事項についての審判事件をいう。）その戸籍のある地

四、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の審判事件（別表第一の百二十五の項の事項についての審判事件をいう。）市役所（戸籍法（昭和二年法律第二百二十四号）第四条において準用する同法第一百二十二条の規定による場合については、区役所）又は町村役場の所在地

（手続行為能力）

第二百二十七条 第百十八条の規定は、戸籍法に規定する審判事件（別表第一の百二十二の項から百二十五の項までの事項についての審判事件をいう。）における当該審判事件の申立てをすることができる者について準用する。ただし、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の審判事件においては、当該処分を受けた届出その他の行為を自らすることができる場合に限る。（事件係属の通知）

第二百二十八条 家庭裁判所は、戸籍法第一百十三条の規定による戸籍の訂正についての許可の申立てが当該戸籍の届出人又は届出事件の本人以外の者からされた場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかになるとときを除き、当該届出人又は届出事件の本人に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、事件の記録上これらの方の氏名及び住所（陳述及び意見の聴取）

第二百二十九条 家庭裁判所は、氏又は氏の振り仮名の変更についての許可の審判をする場合に（陳述及び意見の聴取）

は、申立人と同一戸籍内にある者（十五歳以上のみに限る。）の陳述を聽かなければならぬ。家庭裁判所は、戸籍事件についての市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下この節において同じ。）の処分に対する不服の申立てがあつた場合には、当該市町村長の意見を聽かなければならぬ。（審判の告知等）

2、家庭裁判所は、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該市町村長に告知しなければならない。

（即時抗告）

第二百三十二条 次の各号に掲げる審判に対する不服の申立てを却下する審判は、第

七、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判（申立てを却下する審判）申立人

八、前条第二項の規定による市町村長に相当の処分を命ずる審判（当該市町村長

九、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判（申立てを却下する審判）申立人

十、戸籍の訂正についての許可の審判（利害関係人（申立て人を除く。）申立てを却下する審判）申立人

十一、戸籍の訂正についての許可の申立てを却下する審判（申立てを却下する審判）申立人

十二、戸籍許可の申立てを却下する審判（申立てを却下する審判）申立人

十三、氏若しくは名の変更又は氏の振り仮名若しくは名の振り仮名の変更についての許可の申立てを却下する審判（申立てを却下する審判）申立人

十四、戸籍の訂正についての許可の審判（利害関係人（申立て人を除く。）申立てを却下する審判）申立人

十五、戸籍の訂正についての許可の申立てを却下する審判（申立てを却下する審判）申立人

十六、戸籍事件についての市町村長に相当の処分を命ずる審判（当該市町村長

十七、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判（申立てを却下する審判）申立人

十八、前条第二項の規定による市町村長に相当の処分を命ずる審判（当該市町村長

十九、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判（申立てを却下する審判）申立人

二十、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判（申立てを却下する審判）申立人

二十一、戸籍の訂正についての許可の審判（利害関係人（申立て人を除く。）申立てを却下する審判）申立人

二十二、戸籍の訂正についての許可の申立てを却下する審判（申立てを却下する審判）申立人

二十三、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判（申立てを却下する審判）申立人

二十四、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判（申立てを却下する審判）申立人

二十五、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判（申立てを却下する審判）申立人

二十六、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判（申立てを却下する審判）申立人

3、性別の取扱いの変更の申立てをした者は、そのものに限る。）の陳述を聽かなければならぬ。（審判の告知等）

2、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。申立て人及び相手方は、請求すべき按分割合に関する処分の審判の手続については、第六十八条第二項の規定は、適用しない。

（審判の告知）

第二百三十三条 請求すべき按分割合に関する処分の審判事件（別表第二の十六の項の事項についての審判事件をいう。）は、申立て人又は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2、申立て人及び相手方は、請求すべき按分割合に對し、即時抗告をすることができる。申立て人及び相手方の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

3、申立て人及び相手方の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。申立て人及び相手方の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

（審判の告知）

第二百三十四条 都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十七の項の事項についての審判事件をいう。次条において同じ。）

（管轄）

第二百三十五条 第百十八条の規定は、都道府県の措置についての承認の審判事件を認定する。

（手続行為能力）

第二百三十六条 第百十八条の規定は、都道府県の措置についての承認の審判事件を認定する。

（手続行為能力）

第二百三十七条 都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十九の項の事項についての審判事件を認定する。）

（管轄）

第二百三十八条 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

（即時抗告）

第二百三十九条 家庭裁判所は、都道府県の措置についての承認の審判事件（別表第一の百二十六の項の事項についての審判事件をいう。）は、申立て

（手続行為能力）

第二百四十条 第百十八条の規定は、性別の取扱いの変更の審判事件（別表第一の百二十六の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。）は、申立て

（陳述及び意見の聴取）

についての承認又は児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の申立てについての審判をする場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、前条に規定する者（児童にあっては、十五歳以上のものに限る。）の陳述を聽かなければならない。前項の場合において、家庭裁判所は、申立てに對し、児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人の陳述に関する意見を求めることができる。

第二十二条節 厚生年金保険法に規定する審判事件

審判事件

第二百三十三条 請求すべき按分割合に関する処

分の審判事件（別表第二の十六の項の事項についての審判事件をいう。）は、申立て人又は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2、申立て人及び相手方は、請求すべき按分割合に對し、即時抗告をすることができる。申立て人及び相手方の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

3、申立て人及び相手方の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。申立て人及び相手方の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

（審判の告知）

第二百三十四条 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人に告知しなければならない。

（手続行為能力）

第二百三十五条 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件（同表の百二十九の二の項の事項についての審判事件を認定する。）

（手續行為能力）

第二百三十六条 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判事件（同表の百二十九の二の項の事項についての審判事件を認定する。）

（手續行為能力）

第二百三十七条 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人に告知しなければならない。

（手續行為能力）

についての承認又は児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の申立てについての審判をする場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、前条に規定する者（児童にあっては、十五歳以上のものに限る。）の陳述を聽かなければならない。前項の場合において、家庭裁判所は、申立てに對し、児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人の陳述に関する意見を求めることができる。

- 2 家庭裁判所は、当事者の申立てがあるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

(調停委員会)

第二百四十八条 調停委員会は、裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織する。

2 調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所が各事件について指定する。

3 調停委員会の決議は、過半数の意見による。可否同数の場合には、裁判官の決するところによる。

4 調停委員会の評議は、秘密とする。

(家事調停委員)

第二百四十九条 家事調停委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

2 家事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。
(家事調停官の任命等)

第二百五十条 家事調停官は、弁護士で五年以上その職にあつたもののうちから、最高裁判所が任命する。

2 家事調停官は、この法律の定めるところにより、家事調停事件の処理に必要な職務を行う。
3 家事調停官は、任期を二年とし、再任されることができる。

4 家事調停官は、非常勤とする。

5 家事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。

一 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。

三 職務上の義務違反その他家事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。

6 この法律に定めるものほか、家事調停官の任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(家事調停官の権限等)

第二百五十二条 家事調停官は、家庭裁判所の指定を受け、家事調停事件を取り扱う。

2 家事調停官は、その取り扱う家事調停事件の処理について、この法律において家庭裁判所裁判官又は裁判長が行うものとして定める家事

調停事件の処理に関する権限を行うことができ
る。

十三条第一項の規定が適用されることにより訴訟行為をすることができることとなる者

立しないものとして事件が終了した旨を記載した調書の正本、誊本又は抄本

- | | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 調停事件の処理に関する権限を行うことができる。 |
| 五 | 家事調停官は、独立してその職権を行う。 | 第三条第一項の規定が適用されることにより訴訟行為をすることができる」となる者 | 親権を行なう者は後見人は、第十八条の規定にかかるらず、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる調停事件(同項第一号の調停事件にあっては、財産上の給付を求めるものを除く。)においては、当該各号に定める者に代理して第六条第八項の共同の申出をすることができる。 | 親権を行なう者は後見人は、第十八条の規定にかかるらず、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる調停事件(同項第一号の調停事件にあっては、財産上の給付を求めるものを除く。)においては、当該各号に定める者に代理して第六条第八項の共同の申出をすることができる。 |
| 六 | 民事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え(第二百七十七条第一項において單に「人事に関する訴え」という。)を提起する。二子及びその父母 | 裁判所記官、家庭裁判所調査官及び医師である裁判所技官に対し、その職務に関し必要な命令を下すことができる。この場合において、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十条第五項の規定は、家事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。 | 裁判所記官については、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。 | 裁判所記官については、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。 |
| 七 | 民事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え(第二百七十七条第一項において單に「人事に関する訴え」という。)を提起する。二子及びその父母 | 家事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。 | 家事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。 | 家事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。 |
| 八 | 民事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え(第二百七十七条第一項において單に「人事に関する訴え」という。)を提起する。二子及びその父母 | 民事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え(第二百七十七条第一項において單に「人事に関する訴え」という。)を提起する。二子及びその父母 | 民事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え(第二百七十七条第一項において單に「人事に関する訴え」という。)を提起する。二子及びその父母 | 民事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え(第二百七十七条第一項において單に「人事に関する訴え」という。)を提起する。二子及びその父母 |

立しないものとして事件が終了した旨を記載した調書の正本、誊本又は抄本

の送付又はこれに代わる通知の費用の予納について準用する。

(調停前置主義) 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家事調停の申立てをしなければならない。

2 前項の事件について家事調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、裁判所は、職権で、事件を家事調停に付さなければならぬ。ただし、裁判所が事件を調停に付することが相当ないと認めるときは、この限りでない。

3 裁判所は、前項の規定により事件を調停に付する場合においては、事件を管轄権を有する家庭裁判所に処理させなければならない。ただし、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に処理させることができること。

第三節 家事調停の手続

(家事審判の手続の規定の準用等)

第二百五十八条 第四十一条から第四十三条までの規定は、家事調停の手続における参加及び排除について、第四十四条の規定は家事調停の手続における受継について、第五十一条から第五十五条までの規定は家事調停の手続の期日について、第五十六条から第六十二条まで及び第六十四条の規定は家事調停の手続における事実の調査及び証拠調べについて、第六十五条の規定は家事調停の手続における子の意思の把握等について、第七十三条、第七十四条、第七十六条（第一項ただし書を除く）、第七十七条及び第七十九条の規定は家事調停に関する審判について、第八十一条の規定は家事調停に関する審判以外の裁判について準用する。

2 前項において準用する第六十一条第一項の規定により家事調停の手続における事実の調査の嘱託を受けた裁判所は、相当と認めるときは、裁判所書記官に当該嘱託に係る事実の調査をさせることができる。ただし、嘱託を受けた家庭裁判所が家庭裁判所調査官に当該嘱託に係る事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

3 第百五十二条の二の規定は夫婦間の協力扶助に関する处分の調停事件、婚姻費用の分担に関する处分の調停事件（別表第二の二の項の事項）

についての調停事件をいう。）、子の監護に関する処分の調停事件（子の監護に要する費用の分担に関する処分の調停事件に限る。）、財産の分配に関する処分の調停事件（同表の四の項の事項についての調停事件をいう。）及び離婚についての調停事件について、第一百五十二条の三の規定は子の監護に関する処分の調停事件（子の監護に要する費用の分担に関する処分の調停事件を除く。）及び離婚についての調停事件について、第一百八十四条の二の規定は扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの調停事件（同表の十の項の事項についての調停事件をいう。）について、それぞれ準用する。

(調停委員会が行う家事調停の手続の指揮) 第二百五十九条 調停委員会が行う家事調停の手続は、調停委員会を組織する裁判官が指揮する。（調停委員会等の権限）

(調停委員会が家事調停を行いう場合)

2 前項の場合には、裁判官は、家庭裁判所調査及び証拠調べ等）

第二百六十条 調停委員会が家事調停を行いう場合には、次に掲げる事項に関する裁判所の権限

（調停委員会が行う家事調停の手続の指揮）

第一項の規定による手続代理人の許可

二 第二十七条において準用する民事訴訟法第一六十二条第一項及び第二項の規定による補佐人の許可等

三 第三十三条ただし書きの規定による傍聴の許可

四 第三十五条の規定による手続の併合等

五 第二百五十五条第四項において準用する第一五十五条第三項及び第四項の規定による申立ての変更

六 第二百五十八条第一項において準用する第一四十二条第一項及び第二項並びに第四十二条第一項から第三項まで及び第五項の規定による排

（家事調停委員による事実の調査）

第二百六十二条 調停委員会は、相当と認めるときは、当該調停委員会を組織する家事調停委員に事実の調査をさせることができる。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

（意見の聴取の嘱託）

第二百六十三条 調停委員会は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査をさせるべき家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

(調停の成立及び効力)

第二百六十四条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決（別表第二に掲げる事項にあっては、確定した第三十九条の規定による審判）と同一の効力を有する。

2 家事調停事件の一部について当事者間に合意が成立したときは、その一部について調停を成立させることができる。手続の併合を命じた数個の家事調停事件中その一について合意が成立したときも、同様とする。

3 離婚又は離縁についての調停事件において準用する民事訴訟法の規定による事実の調査及

び証拠調べ（過料及び勾引に関する事項を除く。）

2 前項の規定により意見を聴取する家事調停委員は、家庭裁判所が指定する。

3 前項の規定による指定を受けた家事調停委員の選任等、第三十四条第一項の規定による手続代理人の指定並びに第二百五十三条ただし書きの規定は、調停委員会に出席して意見を述べるものとする。

(調停の場所)

第二百六十五条 調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うことができる。

2 前項の規定による指定を受けた家事調停委員は、調停委員会を組織する裁判官が行う。

3 前項の規定による指定を受けた家事調停委員は、調停のため必要であると認める处分を命ずることができる。

2 前項の規定による指定を受けた家事調停委員は、家庭裁判所調査及び証拠調べ等）

第二百六十六条 調停委員会は、家事調停事件が係属している間、調停のために必要であると認める处分を命ずることができる。

2 急迫の事情があるときは、調停委員会を組織する裁判官が前項の处分（以下「調停前の処分」という。）を命ずることができる。

3 調停前の処分は、執行力を有しない。

（調停前の処分）

第二百六十七条 裁判官のみで家事調停の手続を行う場合においては、家庭裁判所は、相当と認められるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができる。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

2 調停委員会を組織する裁判官は、当該調停委員会の決議により、家庭裁判所調査官に事実九条第四項の規定による措置をとらせることが可能である。

3 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は利害関係参加人が正当な理由なくこれに従わないときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

（裁判官のみで行う家事調停の手続）

2 裁判官のみで家事調停の手続を行う場合には、裁判官ののみで家事調停の手続を行なう場合は、家庭裁判所は、相当と認められるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができる。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

2 第二百六十三条から前条までの規定は、裁判官のみで家事調停の手続を行う場合について準用する。

第二百六十八条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が確定したものとし、その記載は、確定判決（別表第二に掲げる事項にあっては、確定した第三十九条の規定による審判）と同一の効力を有する。

2 家事調停事件の一部について当事者間に合意が成立したときは、その一部について調停を成

立させることができる。手続の併合を命じた数

個の家事調停事件中その一について合意が成

立したときも、同様とする。

3 離婚又は離縁についての調停事件において準用する民事訴訟法の規定による事実の調査及

家の調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取することができる。

2 前項の規定により意見を聴取する家事調停委員は、家庭裁判所が指定する。

3 前項の規定による指定を受けた家事調停委員は、調停委員会に出席して意見を述べるものとする。

(家事調停委員による意見の聴取)

第二百六十九条 調停委員会は、必要があると認めるときは、当該調停委員会を組織していない。

五十四条第一項に規定する方法によつては、調停を成立させることができない。ただし、家庭裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合は、この限りでない。

第二百六十九条

第二百六十九条 調停調書に計算違い
他これらに類する明白な誤りがあるときは、家
庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつで
も更正決定をることができる。

3 らない。
4 更正決定に対しても、即時抗告をすることは
できる。
第一項の申立てを不適法として却下した決定
に対する抗告は、即時抗告とする二つができる。
二つについては、即時抗告とする二つができる。

(調停条項案の書面による受諾)

2 あると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会（裁判官のみで家事調停の手続を行う場合にあつては、その裁判官。次条及び第二百七十二条第一項において同じ。）から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が家事調停の手続の期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなす。

前項の規定は、離婚又は離縁についての調停事件については、適用しない。

第二百七十二条 調停委員会は、当事者間に合意停を行ふのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不正当な目的のみだりに調停の申立てをしてたと認めるとときは、調停をしないものとして、家事調停事件を終了させることができる。
(調停の不成立の場合の事件の終了)

(第二百七十七条第一項第一号の合意を含む)が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合には、調停が成立しないものとして、家事調停事件を終了させるこ

とができる。ただし、家庭裁判所が第二百八十

述がされる前にあつては、原告又は申立人に限る。」の意見を聴いて、いつでも、職権で、事件を家事調停に付することができる。

したときは、訴訟が係属している裁判所は、家事調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。

裁判所は、前項の規定により事件を調停に付する場合においては、事件を管轄権を有する家庭裁判所に処理させなければならない。ただし、家事調停事件を処理するためこそ寺に必要が

家庭裁判所は、事件を管轄する権限を有する。しかし、事件の性質によっては、専門的な知識や専門的な技術をもつた他の機関に事件を処理してもらうべきであると認めるときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に処理させることが

家庭裁判所及び高等裁判所は、第一項の規定による事由に該する場合は、前項の規定

により事件を調停に付する場合には、前項の規定にかかるらず、その家事調停事件を自ら処理することができる。

することができる。

が諮詢委員会で諮詢を行つたときに、諮詢委員会は、当該裁判所がその裁判官の中から指定する裁判官一人及び家事調停委員一人以上で組織す

第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を
する。

行う場合についてのこの編の規定の適用については、第二百四十四条、第二百四十七条、第二

第四項まで、第二百六十四条第二項、第二百六

十六条第四項、第一百六十八条第三項ただし書、第二百六十九条第一項並びに第二百七十二

条第一項ただし書及び第二項並びに次章及び第三章の規定中「家庭裁判所」とあるのは「高等

裁判所」と、第二百四十四条、第二百五十八条第一項、第二百七十六条、第二百七十七条第一

項第一号、第二百七十九条第三項及び第二百八十四条规定中「審判」とあるのは「審判に代つて裁判所の裁決」とするものと解する。

れる裁判」と 第二百六十七条第一項中「家庭裁判所は」とあるのは「高等裁判所は」と、次

章の規定中「合意は相当する審判」とあるのは「合意に相当する審判に代わる裁判」と、第二百二十二条第一項^ニの書及び第三章の規定

（第二百八十六条第七項の規定を除く。）中「調停に代わる審判」とあるのは「調停に代わる審

判に代わる裁判」と、第二百八十二条及び第二百八十七条中「却下する審判」とあるのは「却

（訴訟手続及び家事審判の手続の中止）
下する審判に代わる裁判」とする。

第二百七十五条 家事調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は訴訟が

係属している裁判所が第二百五十七条第二項若しくは前条第一項の規定により事件を調停に付

- の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合は、この限りでない。

第一項の家事調停の手続が調停委員会で行われている場合において、合意に相当する審判をするときは、家庭裁判所は、その調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴かなければならぬ。家庭裁判所が第一項第一号の規定による合意を正当と認めない場合について準用する。

(申立ての取下げの制限)

第二百七十八条 家事調停の申立ての取下げは、合意に相当する審判がされた後は、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

(異議の申立て)

第二百七十九条 当事者及び利害関係人は、合意に相当する審判に対し、家庭裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、当事者にあっては、第二百七十七条第一項各号に掲げる要件に該当しないことを理由とする場合に限る。

前項の規定による異議の申立ては、一週間の不变期間内にしなければならない。

前項の期間は、異議の申立てをすることができる者が、審判の告知を受ける者である場合にあつてはその者が審判の告知を受けた日から、審判の告知を受ける者でない場合にあつては当事者が審判の告知を受けた日(二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から、それぞれ進行する。

第一項の規定による異議の申立てをする権利は、放棄することができる。

(異議の申立てに対する審判等)

第二百八十一条 家庭裁判所は、当事者がした前条第一項の規定による異議の申立てが不適法であるとき、又は異議の申立てに理由がないと認めるとときは、これを却下しなければならない。利害関係人がした同項の規定による異議の申立てが不適法であるときも、同様とする。

異議の申立人は、前項の規定により異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

家庭裁判所は、当事者から適法な異議の申立てがあった場合において、異議の申立てを理由があると認めるときは、合意に相当する審判を取り消さなければならない。

利害関係人から適法な異議の申立てがあつたときは、合意に相当する審判は、その効力を失

う。この場合においては、家庭裁判所は、当事者に対し、その旨を通知しなければならない。当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家事調停の申立てがあつた事件について訴えを提起したときは、家事調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

(合意に相当する審判の効力)

第二百八十二条 第二百七十九条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、合意に相当する審判は、確定判決と同一の効力を有する。

(婚姻の取消しについての合意に相当する審判の特則)

第二百八十三条 婚姻の取消しについての家事調停の手続において、婚姻の取消しについての合意に相当する審判をするときは、この合意に相当する審判において、当事者間の合意に基づき、子の親権者を指定しなければならない。

前項の合意に相当する審判は、子の親権者の指定につき当事者間で合意が成立しないとき、又は成立した合意が相当でないと認めるときは、することができない。

(申立人の死亡により事件が終了した場合の特則)

第二百八十三条 父が嫡出否認についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、当該申立てに係る子のために相続権を害される者その他の父の三親等内の血族が父の死亡の日から一年以内に嫡出否認の訴えを提起したときは、父がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

(嫡出否認の審判の通知)

第二百八十三条の二 家庭裁判所は、民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子の嫡出否認についての合意に相当する審判が確定したときは、同法第七百七十四条第四項に規定する前夫(事件の記録上その氏名及び住所又は居所が判明しているものに限る)に対し、当該合意に相当する審判の内容を通知するものとする。

(認知の無効についての調停の申立ての特則)

第二百八十三条の三 認知をした者が認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、当該申立てに係る子のために相

第三章 調停に代わる審判

- 2 続権を害される者その他の認知をした者の三親等内の血族が認知をした者の死亡の日から一年以内に認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効の訴えを提起したときは、認知をした者がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

2 子が認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効についての調停の申立てをなした後に死亡した場合において、子の直系卑属又はその法定代理人が子の死亡の日から一年以内に認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効の訴えを提起したときは、子がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

第三章 調停に代わる審判

(調停に代わる審判の対象及び要件)

第二百八十四条 家庭裁判所は、調停が成立しない場合において相当と認めるときは、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職権で、事件の解決のため必要な審判(以下「調停に代わる審判」という。)をすることができる。ただし、第二百七十七条第一項に規定する事項についての家事調停の手続においては、この限りでない。

2 家事調停の手続が調停委員会で行われていての場合において、調停に代わる審判をするときには、家庭裁判所は、その調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴かなければならない。

3 家庭裁判所は、調停に代わる審判において、当事者に對し、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができる。

(調停に代わる審判の特則)

第二百八十五条 家事調停の申立ての取下げは、第二百七十三条第一項の規定にかかるらず、調停に代わる審判がされた後は、することができない。

2 調停に代わる審判の告知は、公示送達の方法によつては、することができない。

3 調停に代わる審判を告知することができないときは、家庭裁判所は、これを取り消さなければならない。

(異議の申立て等)

第二百八十六条 当事者は、調停に代わる審判に對し、家庭裁判所に異議を申し立てることができない。

2 第二百七十九条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による異議の申立てについて準用する。

第二百八十七条 前条第一項
申立てがないとき、又は甲
る審判が確定したときは、
項についての調停に代わ
十九条の規定による審判し
余の調停に代わる審判は確
を有する。

- 規定により異議の申立て、即時抗告をすること、規定期間による異議の申立てたときは、調停に失う。この場合においては、当事者に対し、その旨の通知を受けた日から申立てがあった事件のときは、家事調停の申立てがあつたものとみなされ、起訴があつたものとみなされる。

項（第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により抗告裁判所が義務を定める裁判をした場合にあっては第一審裁判所である家庭裁判所、第五十五条第二項の規定により高等裁判所が義務を定める裁判をした場合にあっては本案の家事審判事件の第一審裁判所である家庭裁判所。以下同じ。）は、権利者の申出があるときは、その審判（抗告裁判所又は高等裁判所が義務を定める裁判をした場合にあっては、その裁判。次条第一項において同じ。）で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。

義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所並びに前項の規定により調査及び勧告の嘱託を受けた家庭裁判所（次項から第六項までにおいてこれらの家庭裁判所を「調査及び勧告をする家庭裁判所」という。）は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査及び勧告をさせることができる。

調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告に関し、事件の関係人の家庭環境その他の環境の調整を行うために必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができる。

調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告に必要な調査を官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対する預金、信託財産、収入その他の事項に関する必要な報告を求めることができる。

調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告の事件の関係人から当該事件の記録の閲覧等又はその複製の請求があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。（義務履行の命令）

前各項の規定は、調停又は調停に代わる審判において定められた義務（高等裁判所において定められたものを含む。次条第三項において同じ。）の履行及び調停前の処分として命じられた事項の履行について準用する。

二百九十条 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所は、その審判で定め

られた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠つた者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立てにより、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ずる審判をすることができる。この場合において、その命令は、その命令をする時までに義務者が履行を怠つた義務の全部又は一部についてするものとする。

義務を定める第三十九条の規定による審判をする家庭裁判所は、前項の規定により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聴かなければならぬ。

前二項の規定は、調停又は調停に代わる審判において定められた義務の履行について準用する。

前三項に規定するもののほか、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による義務の履行を命ずる審判の手続については、第二編第一章に定めるところによる。

第一項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により義務の履行を命じられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十円以下の罰金に処する。参与員又は参与員であつた者が正当な理由なく裁判官又は参与員の意見を漏らしたときも、同様とする。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律(以下「新法」という。)は、非訟事件手続法の施行の日から施行する。

(経過措置の原則) 第二条 新法は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十三年法律第五十号。次条における「整備法」という。)第四条に規定する事件以外の家事事件の手続について適用する。

(履行の確保) 第三条 整備法第三条の規定による廃止前の家事事件審判法(昭和二十二年法律第百五十二号。以下この条及び次条第一項において「旧法」という。)の規定による義務を定める審判その他の裁判、調停若しくは調停に代わる審判又は旧法第二十八条第二項に規定する調停前の措置(整備法第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。以下この条において「義務を定める審判等」という。)がされた場合においては、義務を定める審判等を新法の規定による義務を定める審判その他の裁判、調停若しくは調停に代わる審判又は調停以前の处分とみなして、第二百八十九条及び第二百九十条の規定を適用する。

(訴訟に関する経過措置)

第四条 旧法の規定による家事調停の申立てがちつた場合においては、その申立てを新法の規定による家事調停の申立てとみなして、第二百五十七条第一項、第二百七十二条第三項(第二百七十七条第四項において準用する場合を含む。)、第二百八十五条、第二百八十三条及び第二百八十六条第六項の規定を適用する。

2 第二十九条第四項、第二百五十七条第二項、第二百七十四条第一項、第二百七十五条第一項及び第二百七十六条第一項の規定は、新法の施行前に訴えの提起があつた訴訟については、適用しない。

(民法附則に関する経過措置)

第五条 新法の規定の適用に関しては、次に掲げる事項は、別表第二に掲げる事項とみなす。

一 民法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百二十二号)の附則(次号において

（民法附則）という。第二十四条の規定による扶養に関してされた判決の変更又は取消し二、民法附則第三十二条の規定による遺産の分割に関する処分

第百八十二条第三項、第一百八十五条、第一百八十六条（第五号及び第六号に係る部分に限る。）及び第一百八十七条の規定は、前項第一号に掲げる事項についての審判事件及び当該事件を本案とする保全処分について準用する。

第百九十二条第一項、第一百九十四条から第百九十七条まで、第百九十八条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第一百九十九条及び第二百条の規定は、第一項第二号に掲げる事項についての審判事件及び当該事件を本案とする保全処分について準用する。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一、次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日（その他の経過措置の政令への委任）

第二百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月一九日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

（家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 旧法第二十条第二項に付した書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の確定した審判（この法律の施行の際、旧法第五条に規定する精神障害者（以下この条及び次条において単に「精神障害者」という。）を旧医療観察法第二条第三項に規定する対象者（次条において単に「対象者」という。）とする旧医療観察法による医療が終了していない場合における当該確定した審判に限る。）は、新医療観察法第二十三条の二第二項に付した書又は同

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百二十五条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（取消しの申立て）の下に「秘匿決定等の請求をすることができる者を秘匿決定する秘匿対象者に限る決定を求める申立て」

(その他の経過措置の政令等への委任)
第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

3 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により選任された相続財産の管理人は、新家事件手続法第二百五条から第二百八条までの規定の適用については、新民法第九百五十二条第一項の規定により選任された相続財産の清算人とみなす。

2 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における特別縁故者に対する相続財産の分与の審判については、新家事事件手続法第二百四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二項中「十年を経過した後」とあるのは、「十年を経過した後」(相続開始の時から始まる十年の期間の満了後に民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二十四号)の施行の時から始まる五年の期間が満了する場合にあつては、同法の施行の時から五年を経過した後」と、新民事事件手続法第二百七十三条第二項中「十年を経過した後」とあるのは、「十年を経過した後(相続開始の時から始まる十年の期間の満了後に民法等の一部を改正する法律の施行の時から始まる五年の期間が満了する場合にあつては、同法の施行の時から五年を経過した後)」とする。

第一百一十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事訴訟法その他の法律の規定の施行の状況

(政令への委任)
第一百一十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）　超えない範囲内において政令で定める日
第一百二十四条　この法律の施行前にした行為及び
この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした
行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。

第五条中人事訴訟法第三十七条第三項の改正規定（同項にただし書を加える部分に限る。）並びに第七条中家事事件手続法第二百六十八条第三項にただし書を加える改正規定、同法第二百七十四条第五項の改正規定及び同法第二百七十七条第二項にただし書を加える改正規定　公布の日から起算して三年を

び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百十五条及び第一百十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加える部分に限る)、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第一百五十六条の改正規定、同法第一百五十七条第四項の改正規定、同法第一百六十一条第一項の改正規定、同法第一百六十二条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十五条第一号の改正規定、同法第一百六十六条第一項第一号の改正規定、同法第一百六十七条の十一第一項の改正規定及び同法第一百六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)第三十条第四項の改正規定及

二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規

一 略
当該各号に定める日から施行する。

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則
（令和四年一二月一六日法律第一号）
抄

1 (施行期日) 号抄
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一五日法律第六六）

附 則（令和四年六月一五日法律第六六）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第三条の規定及び第七条中児童虐待の防止等に関する法律第十二条の四第五項の改正規定並びに附則第十四条の規定及び附則第二十二条中家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）別表第一の改正規定（百二十八の二の項に係る部分に限る。）公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和四年六月一七日法律第六八）

八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定、附則第十三条中刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条第三項の改正規定、附則第十四条及び第十五条の規定、附則第十六

百六条の次に章名及び一条を加える改正規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条、第七条第一項、第

規定、同法第三百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第四百二条の次に一条を加える改正規定、同法第七編中第四百七十二条の前に章名を付する改正規定、同法第四百八十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二条及び第五百七条の改正規定、同法中同条を第五百八条とし、第五

規定、同法第一編第八章に二十三条を加える改正規定（第九十八条の二及び第九十八条の三に係る部分に限る）、同法第二百八条の二の次に三条を加える改正規定、同法中第二百七十八条の二を第二百七十八条の三とし、第二百七十八条の次に一条を加える改正規定、同法第三百四十三条の次に二条を加える改正

条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二条第一号を削る改正規定」という。）並びに附則第五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに第二十条の規定、附則第二十四条中国国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十二条の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百九十三条の改正規定、附則第二十八条第二項、第三十条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第一百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法第一部改正法第十一条中少年鑑別所法第百三十二

附則（令和五年六月一四日法律第五三号）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

定
公 布 の 日
第一 條 中 民 事 執 行 法 第 二 十 二 條 第 五 号 の 改 正

規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第二十九条の改正規定

「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加

れる部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十二条第一項第三号

の改正規定、同法第百八十一條第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十七条の改正規定及び

の改正規定 同法第百十九条の改正規定及び
同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二
条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び

第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四

項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第

三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の二三規定、第二十二条の規定、第二百八

第二条の改正規定 第九十五条の規定 第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定

付記等に関する法律第二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超える

三　第一条中民事執行法第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。
(民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改

正に伴う調整規定

第十四条 民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

1

一項を加える改正規定及び同法第三百三十六条の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（「第八十七条の一」を削る部分に限る。）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日

(施行期日) 号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日か

(民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改
ら施行する。

正に伴う調整規定)

施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

十	録の作成の期	間の伸長	未成年後見人又は成年後見人の権限の行使についての定め及びその取消し	未成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可	未成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその取消し	成年被後見人の選任	民法第八百六十六条ににおいて準用する同法第八百二十六条	民法第八百六十条の二第一項、第三項及び第四項	民法第八百五十九条の二第一項及び第二項（これららの規定を同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）
の二	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八
ての許可	他の相続財産の保存行為についての必要性	成年被後見人の死亡後見に関する契約の締結その他の相続財産の保存行為についての必要性	長算の期間の申込	第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処理	民法第八百六十九条において準用する同法第八百三十条第二項から第四項まで	民法第八百六十三条に含まれる	民法第八百六十二条に含まれる	民法第八百六十条の二第一項、第三項及び第四項	民法第八百五十九条の二第一項及び第二項（これららの規定を同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）
			二ただし書	民法第八百七十三条の二ただし書	民法第八百七十三条ただし書	民法第八百六十三条の二ただし書	民法第八百六十二条に含まれる	民法第八百六十条の二第一項、第三項及び第四項	民法第八百五十九条の二第一項及び第二項（これららの規定を同法第八百五十二条において準用する場合を含む。）

保佐	十七	保佐開始	民法第十一条
十八	保佐人の同意	民法第十三条第二項	民法第十三条第三項
十九	保佐人の同意に代わる許可を得なければならない行為の定め	保佐開始の審判の取消し	民法第十四条第一項及び第十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)
九二十	八二十	七二十	六二十
限の行使につ いて准用する同法第八百四十一 六条	保佐監督人の の許可	保佐監督人の の許可	保佐監督人の の許可
保佐人又は保 佐監督人の権 限の行使につ いて准用する同法第八百四十一 六条	民法第八百七十六条の 三第二項において準用する同法第八百四十	民法第八百七十六条の 三第二項において準用する同法第八百四十	民法第八百七十六条の 二第三項
民法第八百七十六条の 三第二項及び第八百七 十六条の五第二項にお いて準用する同法第八 百四十一 六条	民法第八百七十六条の 三第二項において準用する同法第八百四十	民法第八百七十六条の 三第二項において準用する同法第八百四十	民法第八百七十六条の 二第二項において準用する同法第八百四十
民法第八百七十六条の 三第二項及び第八百七 十六条の五第二項にお いて準用する同法第八 百四十一 六条	民法第八百七十六条の 三第二項において準用する同法第八百四十	民法第八百七十六条の 二第二項において準用する同法第八百四十	民法第八百七十六条の 二第一項並びに同条第 二項において準用する 同法第八百四十三条规定及び第三項
保佐人の解任	保佐人の解任	保佐人の解任	民法第八百七十六条の 二第一項並びに同条第 二項において準用する 同法第八百四十三条规定及び第三項
選任	選任	選任	民法第八百七十六条の 二第二項において準用する同法第八百四十
保佐監督人の の許可	保佐監督人の の許可	保佐監督人の の許可	民法第八百七十六条の 二第二項において準用する同法第八百四十
保佐人又は保 佐監督人の権 限の行使につ いて准用する同法第八百四十一 六条	民法第八百七十六条の 三第二項において準用する同法第八百四十	民法第八百七十六条の 三第二項において準用する同法第八百四十	民法第八百七十六条の 二第二項において準用する同法第八百四十

八十 八 十	八 十 九 十	七 九 十	六 九 十	財 產 分 離	五 九 十	四 九 十	三 九 十	二 九 十	一 九 十	九 十	相 續 の 承 認 及 び 放 棄	九 十	八 十 九 十	八 十 九 十	七 八 十
定人の選任	財産分離の場合における鑑定人	財産分離の請求	財産分離の請求	財産分離	相続の承認及び放棄の受理	選任	限定期間における相続承認の場	定人の選任	限定期間における相続承認の申	は放棄をすべき期間の伸長	相続の承認又は放棄をするべき期間の伸長	民法第九百五十五条第一項	民法第八百九十七条第一項	民法第八百九十五条第一項	民法第八百九十四条
民法第九百三十三条第一項及び第二項	民法第九百四十三条第一項及び第五十条	民法第九百四十四条第一項	民法第九百三十六条第一項	民法第九百三十三条第一項	民法第九百三十八条	民法第九百三十九条第一項	民法第九百三十二条	民法第九百三十三条第二項	民法第九百二十四条	民法第九百一十九条第一項	民法第九百一十七条第一項	民法第八百九十七条第一項	民法第八百九十五条第一項	民法第八百九十四条	
民法第九百三十三条第一項及び第五十条	民法第九百四十四条第一項	民法第九百四十三条第一項及び第五十条	民法第九百三十六条第一項	民法第九百三十三条第一項	民法第九百三十八条	民法第九百三十九条第一項	民法第九百三十二条	民法第九百三十三条第二項	民法第九百二十四条	民法第九百一十九条第一項	民法第九百一十七条第一項	民法第八百九十七条第一項	民法第八百九十五条第一項	民法第八百九十四条	
民法第九百三十三条第一項及び第五十条	民法第九百四十四条第一項	民法第九百四十三条第一項及び第五十条	民法第九百三十六条第一項	民法第九百三十三条第一項	民法第九百三十八条	民法第九百三十九条第一項	民法第九百三十二条	民法第九百三十三条第二項	民法第九百二十四条	民法第九百一十九条第一項	民法第九百一十七条第一項	民法第八百九十七条第一項	民法第八百九十五条第一項	民法第八百九十四条	

九 扶養	扶養の順位の 決定及びその 他の規定	八 親権行使者の 指定	八 親権者の指定 又は変更	七 離縁等の場合 における祭具 等の所有権の 承継者の指定	六 離縁等の場合 における祭具 等の所有権の 承継者の指定	五 離婚等の場合 における祭具 等の所有権の 承継者の指定	四 財産の分与に 関する処分	三 子の監護に關 する処分	二 婚姻費用の分 担に関する處 理
民法第八百八十九条及 び第八百八十条	民法第八百七十八条及 び第三項	民法第八百二十四条の 十九条において準用す る場合を含む。)	民法第八百一十九条第五 項及び第六項(これら の規定を同法第七百四 十九条において準用す る場合を含む。)	民法第八百十一条第四 項	民法第八百八十六条第 二項及び第三項並びに 第七百六十六条の三第 三項(これららの規定を 同法第七百四十九条、 第七百七十二条及び第 七百八十八条において 準用する場合を含む。)並 びに第八百十七条の 二項(同法第七百四十 九条及び第七百七十一 条において準用する場 合を含む。)	民法第七百六十九条第 二項(同法第七百四十 九条、第七百五十一條 第二項及び第七百七十 一条において準用する 場合を含む。)	民法第七百六十九条第 二項(同法第七百四十 九条及び第七百七十一 条において準用する場 合を含む。)	民法第七百六十九条第 二項(同法第七百四十 九条及び第七百七十一 条において準用する場 合を含む。)	民法第七百六十六条第 二項及び第三項並びに 第七百六十六条の三第 三項(これららの規定を 同法第七百四十九条、 第七百七十二条及び第 七百八十八条において 準用する場合を含む。)